

第5次豊丘村総合振興計画

後期基本計画

2018⇒2022

ずっとふるさと もっととよおか
TOYOOKA FUTURE VISION
=守っていく豊丘らしさ、創っていく豊丘らしさ



南信州 TOYOOKA

第5次豊丘村総合振興計画 後期基本計画あいさつ

平成25年3月に策定した第5次豊丘村総合振興計画は、平成25年度～34年度の10年間のむらづくりの指針となる計画です。本計画では、村の将来像を「ずっとふるさと もっととよおか」と掲げ、緑豊かな自然と農地が織りなすふるさとの原風景である「豊丘らしさ」を守りながらも、農商工が連携した新たな産業振興、未来を拓く人づくり等の新たな「豊丘スタイル」を創ることを目標とし、各分野の施策を展開しています。



前期5年間（平成25年度～29年度）に、2027年の開業を目指すりニア中央新幹線のルート及び長野県駅（仮称）の位置が決定、「豊丘スタイル」を体現する道の駅「南信州とよおかマルシェ」の開業が決定するなど、本村を取り巻く環境は大きく変化しました。

順調に工事が進めば、あと10年で東京・名古屋間を東西に結ぶりニア中央新幹線が開業し、大都市圏との時間距離が大幅に短縮されます。豊丘村は長野県駅（仮称）から車で10分程度の位置にあり、首都圏から中京圏、近畿圏までのスーパーメガリージョン（巨大都市圏）の一部に組み込まれることとなります。一方、南信州地域と静岡県浜松市とを南北に結ぶ三遠南信自動車道の工事も進んでいます。これらにより、南信州地域は本州における東西、南北方向の高速交通ネットワークの結節点となり、日本の中でも重要な場所となることは間違いありません。

このことを見据え、今月オープンした道の駅「南信州とよおかマルシェ」は、豊丘村に新たな「人流」を生み出し、人の交流はイノベーションを生み、かつてないほどの劇的な変化をもたらすことでしょう。まるで生き物のように躍動する時代の中で、ふるさとの原風景、地域コミュニティなど守るべきものは守りながらも、新たな「豊丘スタイル」を創造し、活力あるむらづくりを進めていかなければなりません。

平成30年度～34年度の後期基本計画は、総合振興計画を基本に、この5年間の環境変化を踏まえる中で、昨年6月に村内全戸対象の住民満足度調査を実施して村民の皆様のお考えをくみ取った上で、村職員による基本計画素案の作成、12名の策定委員による6回に渡る熱心な議論、村議会からの意見聴取という過程を経て、まさに多くの皆さまのご意見をいただく中で策定したものです。

本計画には、各施策に「住民の協力と役割」という項目があります。村民の皆様方にも施策の実現に向けご協力いただき、村民皆の力を結集する中で、後期基本計画に掲げたむらづくりの実現に向け取り組んでいきたいと考えています。

最後になりましたが、お忙しい中、夜遅くまで熱心かつ真剣に計画策定に向け議論いただいた策定委員の皆様にご心から感謝を申し上げ、後期基本計画のあいさつといたします。

平成30年4月

豊丘村長 下平 喜隆

第5次豊丘村総合振興計画 後期基本計画 目次

第1部 序論

第1章	計画策定の趣旨	7
第1節	計画の目的と性格	8
第2節	計画構成と期間	8
第2章	計画の背景	9
第1節	人口の動き	10
第2節	就業人口と就業構造	13
第3節	時代の潮流	14
第3章	基本構想	17
第1節	むらづくりの基本理念と将来像	18
第2節	人口目標	19
第3節	土地利用	20
第4節	施策の体系	21

第2部 基本計画

第1章	土地利用計画	25
第1節	土地利用計画	26
第2章	豊丘スタイルの戦略的創造	31
第1節	農業・林業の振興	32
第2節	商業・工業の振興	37
第3節	雇用の確保	40
第4節	観光の振興・都市との交流	41
第5節	遊休農地対策	44
第3章	地域ので育み支えるふれあいのむら	45
第1節	人口増・定住対策	46
第2節	地域づくり・コミュニティの推進	50
第3節	交通安全対策	53
第4節	消防組織対策	55
第5節	防災対策	57
第6節	防犯対策	59

第4章	誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり	61
第1節	地域福祉の充実	62
第2節	高齢者福祉の充実	64
第3節	障がい者福祉の充実	67
第4節	児童福祉・子育て支援	69
第5節	医療・健康づくり対策	72
第5章	故郷を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり	75
第1節	人権教育の推進	76
第2節	学校教育の充実	78
第3節	社会教育の充実	81
第4節	スポーツ振興	84
第5節	文化財保護と地域文化の振興	86
第6章	豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出	89
第1節	道路環境整備の推進	90
第2節	災害に強い村土づくり	92
第3節	公園の整備	94
第4節	上下水道の整備	96
第5節	ごみの減量化・再資源化	99
第6節	景観の保全	101
第7節	自然エネルギーの活用	103
第8節	水環境の保全	104
第7章	住民の生活を支える行政運営	107
第1節	公共交通機関の整備	108
第2節	事務事業の効率化	109
第3節	広域行政の推進	112
第4節	高速交通路網の整備	113

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の背景

第3章 基本構想

第1章

計画策定の趣旨

第1節 計画の目的と性格

第2節 計画構成と期間

1. 計画の目的と性格

総合振興計画は、本村の将来を見据えめざすべき「むらの将来像」を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を定めるとともに、施策の展開にあたっての基本方向を示しています。この計画に基づき、村民・行政が連携・協力して総合的かつ計画的な行政運営ならびにむらづくりに関する諸活動を進めていきます。

本村では、平成25年4月に「第5次豊丘村総合振興計画」を策定し、計画的に施策の展開を図り、村のさらなる発展と豊かな村民生活の実現に努めてきました。しかし、この間、私たちを取り巻く環境は、予想を上回るスピードで大きく変化してきており、こうした時代の潮流に的確に対処していくため「第5次豊丘村総合振興計画」を見直した「後期基本計画」を策定したものです。

2. 計画構成と期間

①基本構想

基本構想は、将来の村のあるべき姿（むらの将来像）及びめざすべき方向（むらづくりの目標）を明らかにし、その実現のための基本的施策（むらづくりの方向）を定めたものです。

村政運営を総合的・計画的に進めていくための基本となるものであり、また、村民や団体、事業者等のむらづくりに関しての行動指針ともなるものです。さらに、国や県などが本村に関わる諸施策を行う際に尊重されるべき指針となるものです。基本構想の期間は10年間とし、基準年次を平成25年度、目標年次を平成34年度とします。

②基本計画

基本計画は、基本構想を実現していくために必要な施策を分野別に体系化し定めたものです。基本計画は、前期計画（平成25年度～平成29年度）と、後期計画（平成30年度～平成34年度）の5年間ごとに分かります。今回の基本計画は後期計画となり、目標年次を平成34年度とします。

③実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策の事業計画として具体化するものであり、毎年度の予算編成の指針となります。計画期間は3年間として毎年度ローリング方式^{*1}により見直しを行い、別途定めるものです。

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
基本構想									
前期基本計画（平成25年度～29年度）					後期基本計画（平成30年度～34年度）				
					実施計画				
						実施計画			
							実施計画		

¹ ローリング方式

当初年度を含む3か年を対象とした計画を策定し、次年度においては、当初年度を除き第4年度を加えた3か年を対象とした計画の見直しを行い、順次これを繰り返す方式。

第2章

計画の背景

第1節 人口の動き

第2節 就業人口と就業構造

第3節 時代の潮流

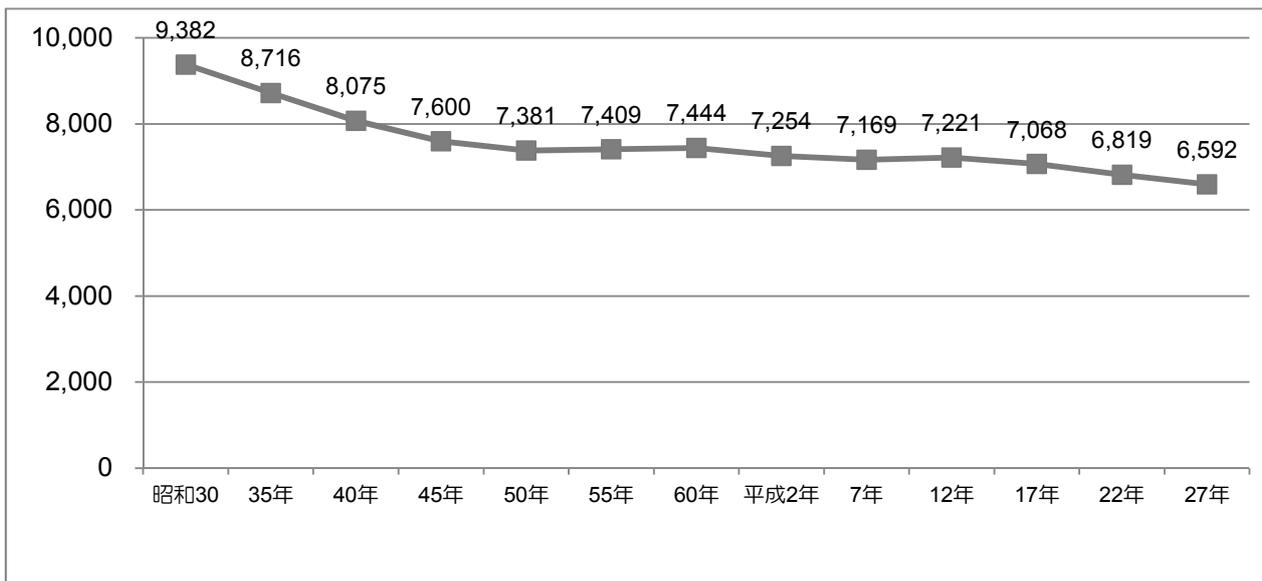
1. 人口の動き

①人口の推移

本村の人口は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。

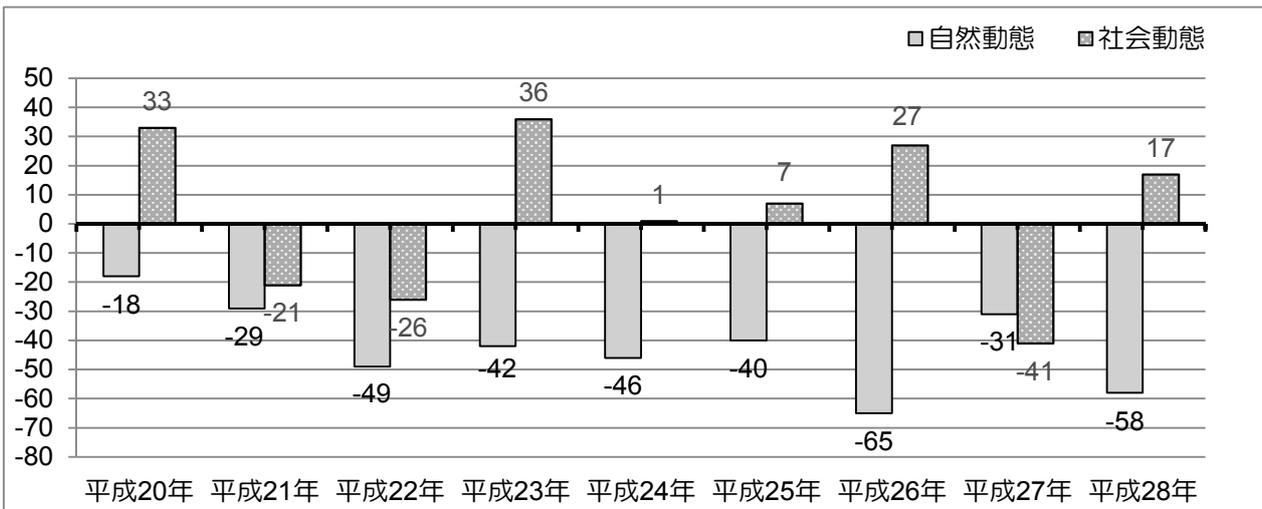
人口の自然動態^{*1}では、平成17年度以外は減少が続いています。これは少子化の影響を顕著に示していると言えます。一方、人口の社会動態^{*2}は増加と減少を行き来している状態が続いていますが、平成23年度に大きく増加しています。これは、村営戸建賃貸住宅の建設や住宅団地の造成などで住宅が増加したためと考えられます。

人口の推移



(資料:国勢調査)

自然動態と社会動態の推移



(資料:住民基本台帳)

¹ 自然動態

出生、死亡による人口の変化をみたもので、出生数と死亡数の差で表す。

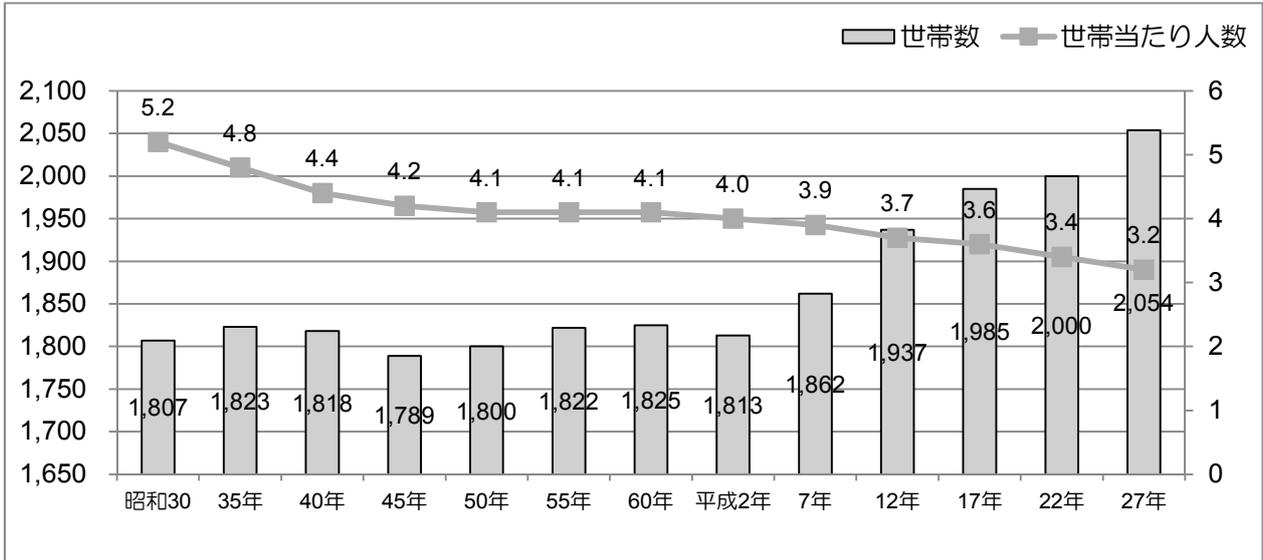
² 社会動態

転入、転出による人口の変化をみたもので、転入者数と転出者数の差で表す。

②世帯数の推移

世帯数は平成2年から増加の一途ですが、一世帯当たりの人数は減少し続けています。これは核家族化が急速に進行していることを示しています。

世帯数と一世帯当たり人数の推移



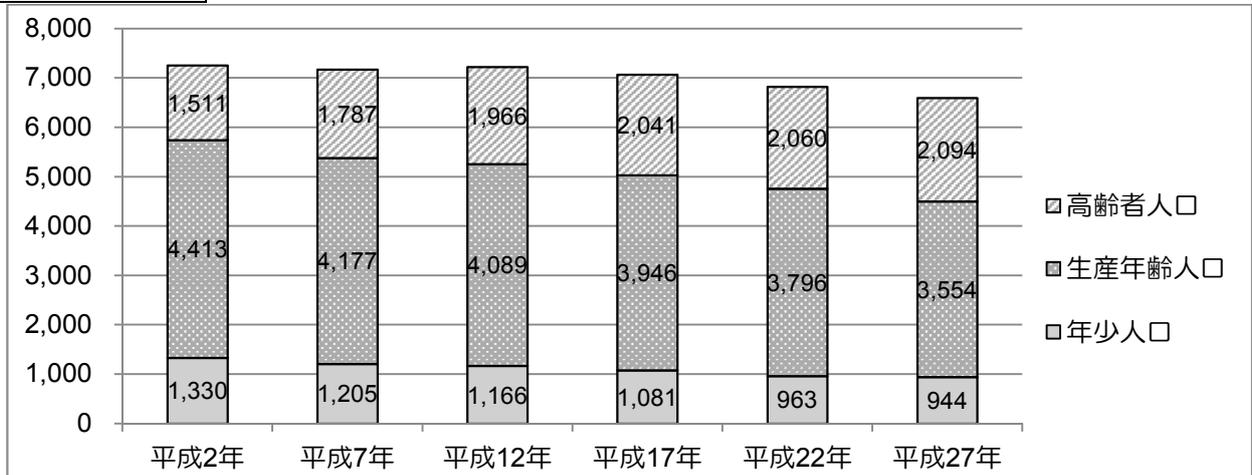
(資料:国勢調査)

③年齢構成

年齢構成では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しつづけています。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

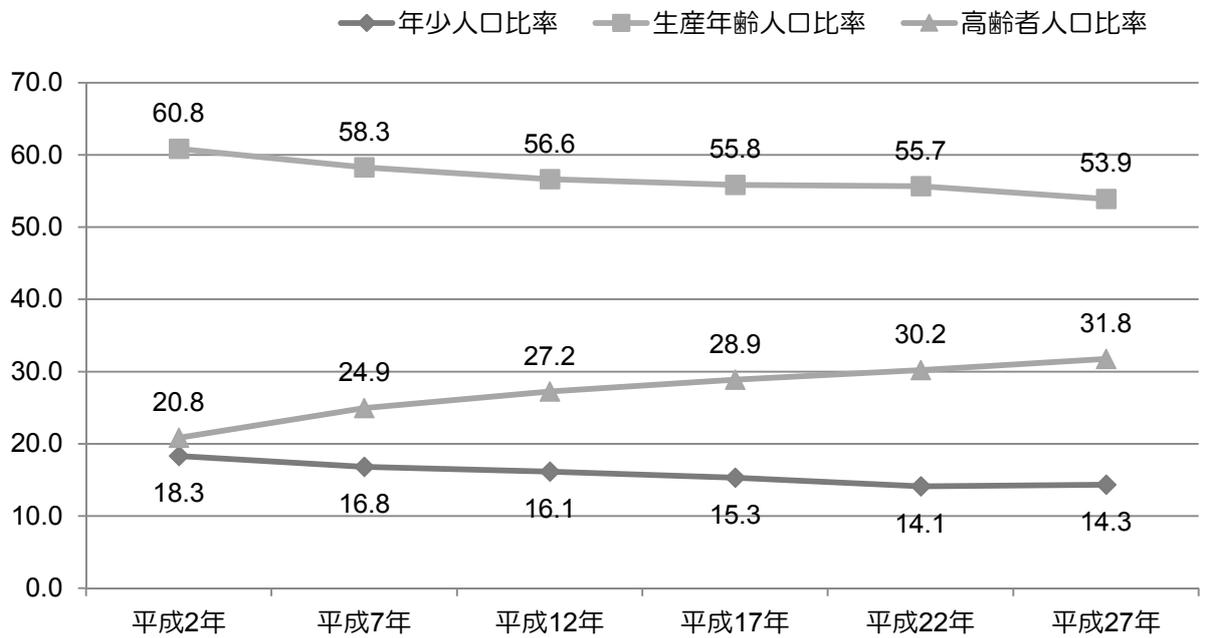
高齢化率は全国平均26.7%（平成27年度国勢調査）を大きく上回り、平成27年度には31.8%と30%を超えています。抜本的な人口対策をとらない場合、今後も少子高齢化が一層進行し、児童数の減少、生産年齢人口の減少が進み、地区での活動や地域コミュニティの維持が困難になってくることが予想されます。

年齢構成の推移



(資料:国勢調査)

年少人口・生産年齢人口・高齢者人口比率の推移



(資料:国勢調査)

④地区別人口の推移

地区別の人口では、村内の傾向と同様に減少基調にあります。下段地域では、村営戸建賃貸住宅の建設や住宅団地の開発により減少幅は大きくありませんが、中山間地域では一貫して減少傾向が続いています。

地区別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
河野	1,739	1,697	1,693	1,686	1,648	1,683
堀越	435	407	400	361	338	296
田村	2,212	2,162	2,180	2,093	2,049	1,996
林	1,135	1,131	1,104	1,120	1,101	1,093
伴野	1,255	1,329	1,471	1,530	1,473	1,388
福島	327	312	264	232	205	186
壬生沢	312	276	265	224	219	189
計	7,415	7,314	7,377	7,246	7,033	6,831

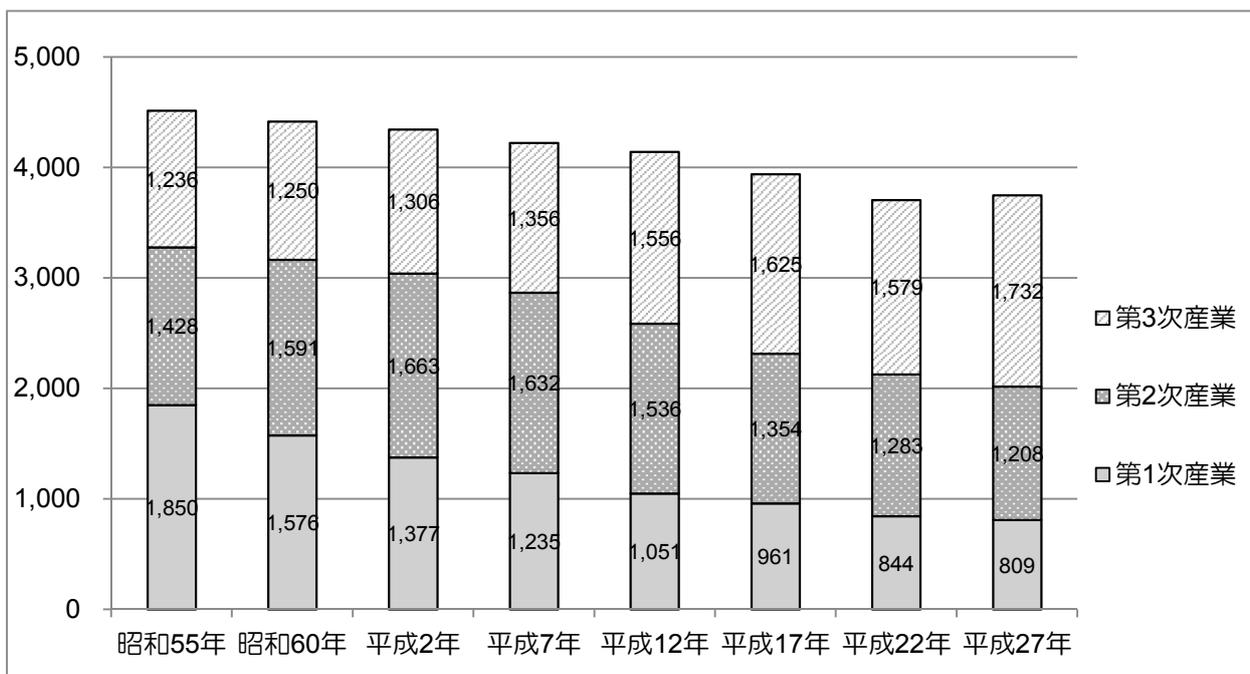
(資料:住民基本台帳)

2. 就業人口と就業構造

就業人口とともに就業率は増加しています。

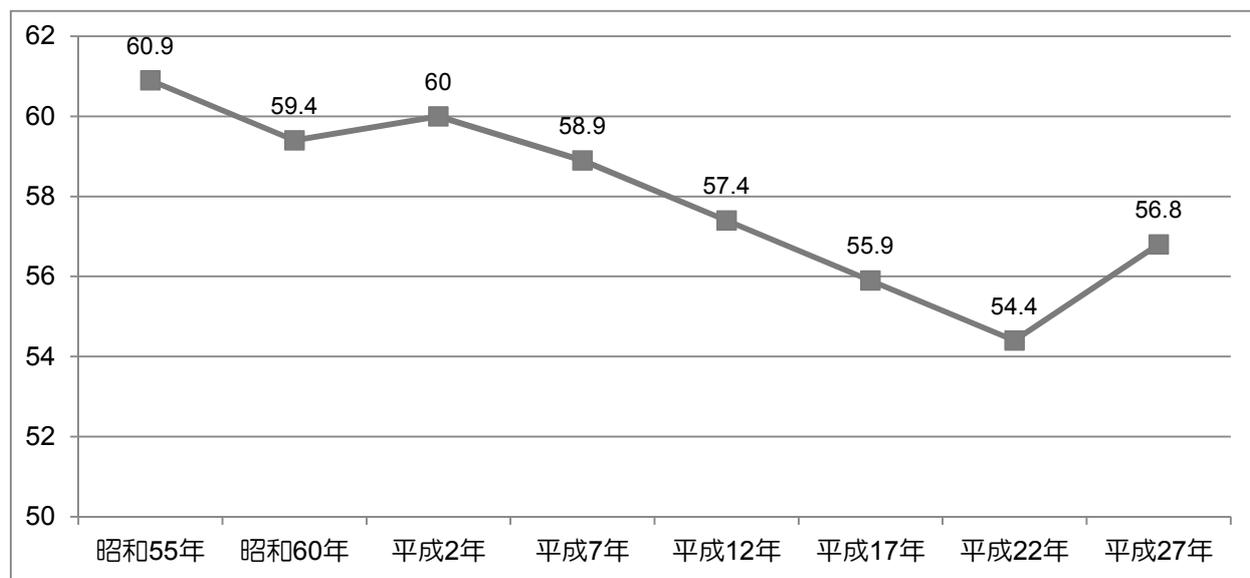
就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少、第3次産業が増加しており、平成12年度からは第3次産業就業者が最も多くなっています。

産業別就業人口の推移



(資料:国勢調査)

就業率の推移



(資料:国勢調査)

3. 時代の潮流

①技術革新とグローバル化の急速な進展

世界では、第4次産業革命とも呼ばれるAI、IoT、ロボットなどの技術革新がこれまでにないスピードで大きなインパクトを伴って進んでおり、ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて行き来するようになり、個人や地域が世界と直接つながることができるようになっていきます。

本村でも、SNS（Twitter、Facebook等）の急速な普及により情報技術を活用した動きが広がっています。また、ICTなどの技術発展により本村での働き方や暮らし方が大きく変わっていくことが予想されます。

②人口減少と大都市圏への人口流出

少子化の進展により、日本の人口は今後も減少が続きます。国、県、市町村が「地方創生」に取り組み、一部に地方回帰の動きがみられるものの、大都市圏への人口の一極集中は依然として進んでいます。

本村も例外ではなく、昭和22年の10,281人をピークとして人口は減少し続けています。高齢化率も、平成27年度国勢調査で31.8%と全国平均の26.7%を大きく上回っています。特に中山間地区では、人口等の減少、特に生産年齢人口の減少が地域の担い手不足につながり、将来的には集落の維持管理が困難になることが懸念されます。

③自然を守り育てる気運の高まり

全国各地で自然災害が相次ぎ、不慮の事故が後を絶ちません。一方で、自然環境を守り活かしながら次世代に継承することは、現代を生きる世代に課せられた責務であり、国際的な共通認識となっています。

本村においても、保全すべき農地と開発すべき農地の線引きを行い、豊丘村が誇る河岸段丘に広がる美しい田園風景や自然環境を維持するとともに、再生可能エネルギーの普及など地球環境に負荷をかけない社会システムの定着を促し、また、災害に強い村土づくりや事故の未然防止を進めるなど、豊かな自然を次世代に引き継げるよう取組が進んでいます。

④人生100年時代へ

日本の平均寿命は延伸が続き、2065年には男性84.95歳、女性91.35歳になると予測されています。多様な個性やニーズが混在していく中で、従来の生産年齢人口中心の社会システムはもはや通用しなくなってきており、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会の実現が求められています。

また、こうした人生100年時代の社会をつくるためには、学びによって一人ひとりが能力を高め、それを最大限に発揮することが不可欠なものであるとされ、急激に変化する社会の中で子どもから大人まで、必要とされる資質を修得できるように教育のあり方を変革していく一連の取組、即ち、「人づくり革命」が進んでいく見込みです。

本村においても、誰にでも居場所と出番があり、多様な価値観が認められ、それぞれの個性や能力を生かすことができる学びと挑戦の地域を構築することが望まれます。

⑥広域交通ネットワークの充実

リニア中央新幹線、北陸新幹線、高速道路車道などの広域交通網が充実し、新たな対流経路がもたらされることが期待されます。特に超電導リニアは、高速・多頻度旅客輸送の到来を示しており、新たな多数の“人流”が創出される可能性を示しています。

2027年開業を目指すリニア中央新幹線が本村を通過し、トンネル工事が進むとともに、長野県駅（仮称）へ通じる村内の交通網整備と合わせ広域的な道路環境整備が展開し、豊丘村の“人流”が大きく発展していく見込みです。リニア開通を見据え、今からリニア時代の地域づくりについて研究を進め、対応していく必要があります。

⑦価値観の多様化と自分らしい生き方の追求

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、ものの豊かさより心の豊かさに重きを置き、自然や文化芸術、健康への志向などゆとりを重視した創造的な生活を求め、地方への関心が高まっています。広域交通ネットワークが整備され、大都市圏と近接する恵まれた条件を最大限に活かすことで、人や物の大きな流れを生み出し、国内外とさらに活発に交流することが可能になることが見込まれます。

本村でも新しい技術やしくみを活用し、便利さを享受しながら経済・社会・環境の持続可能性に配慮した上質な暮らしが営まれ、高速交通網の充実も相まって、大都市などからの移住や交流が拡大し、人生に彩りを与え地域を活性化させる環境が整っていくことが期待されます。

⑧地域運営の推進と健全な行財政運営

社会情勢の変化により行政課題は複雑多様化かつ高度化し、行政需要は増加している一方で財政状況は厳しさを増しています。このような状況の中であって、ふるさと納税寄附金による自主財源確保の動きが全国で顕著になっています。地方公共団体が自ら働きかけ財源を確保できる素地が広がりつつあると同時に他自治体との競争激化も進んでいます。

本村では、好調なふるさと納税寄附金の収入により自主財源の割合は増加していますが、収入の約半分を依存財源に頼った財政構造に変わりはありません。多様化、複雑化する行政需要に的確に対応し、村民本位の行政サービスを将来にわたり提供していくためには、安定財源の確保や行政改革による行財政運営の効率化に努め、財政基盤の強化を図るとともに豊丘村ならではの魅力を生かした個性的な地域運営を展開していくことが必要です。

第3章

基本構想

第1節 むらづくりの基本理念と将来像

第2節 人口目標

第3節 土地利用

第4節 施策の体系

1. むらづくりの基本理念と将来像

本村のむらづくりの方向を示す基本構想は、豊丘村民憲章の理念をむらづくりの基本理念とし、真に豊かな暮らしが実感できる豊丘を創造します。

村 民 憲 章

わたくしたちの村は、東に伊那山脈、西に天竜川を望む河岸段丘の上にあり、豊かな自然に恵まれ古くより竜東の中心地域として発展してきました。

わたくしたちは、このかけがえのない郷土を愛し、より豊かにするようここに村民憲章を定めます。

- 緑と清流を、こよなく愛する村にしましょう。
- 教育を重んじ、文化のかおり高い、平和な村にしましょう。
- 産業をおこし、若い力を育て、活力ある村にしましょう。
- 思いやりの心もち、希望のある、福祉の村にしましょう。
- あいさつをかわし、明るい家庭をつくり、住みよい村にしましょう。

むらづくりの基本理念を踏まえ、本村の目指す将来像をつぎのとおり定めます。

ずっと ふるさと もっと とよおか

“ 守っていく豊丘らしさ、創っていく豊丘らしさ ”

豊丘村が将来にわたって持続的に発展していくためには、新しい価値「豊丘ブランド」の創出による産業振興と、「豊丘を愛する」心豊かで輝く未来を拓く人づくり、若者のあふれる力を「豊丘の推進力」とするむらづくりが必要です。

ずっと豊丘村らしくあるために、自然が織りなす原風景の中で、村民自らが地域づくりを実践し、村民がお互いに支えあう、緑と愛があふれる故郷を守り続けます。

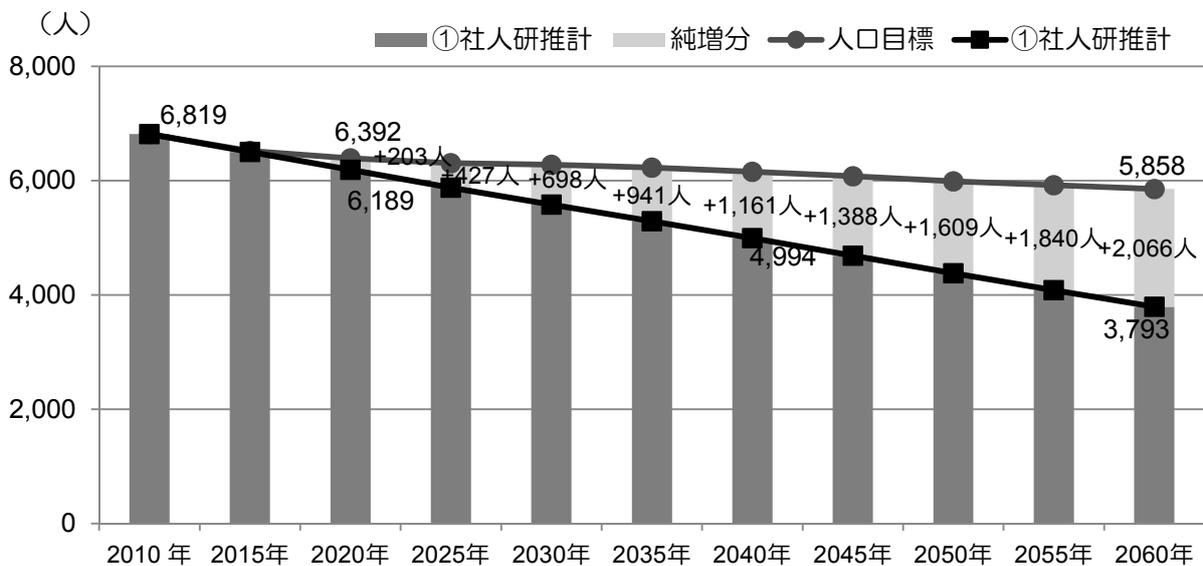
また、もっと豊丘村らしく、もっと豊丘村が活力あふれるものとするために、豊丘ブランドの創出を戦略的かつ強かに推進し持続的な産業振興を図るとともに、若者が定住し地域で活躍する社会を構築し、輝く新しい未来の豊丘村を創造します。

2. 人口目標

本村の人口の将来展望推計を示した「豊丘村人口ビジョン」によれば平成34(2022)年の人口は、6,100人まで減少し、さらに平成72(2060)年には3,793人まで落ち込むと推計されます。

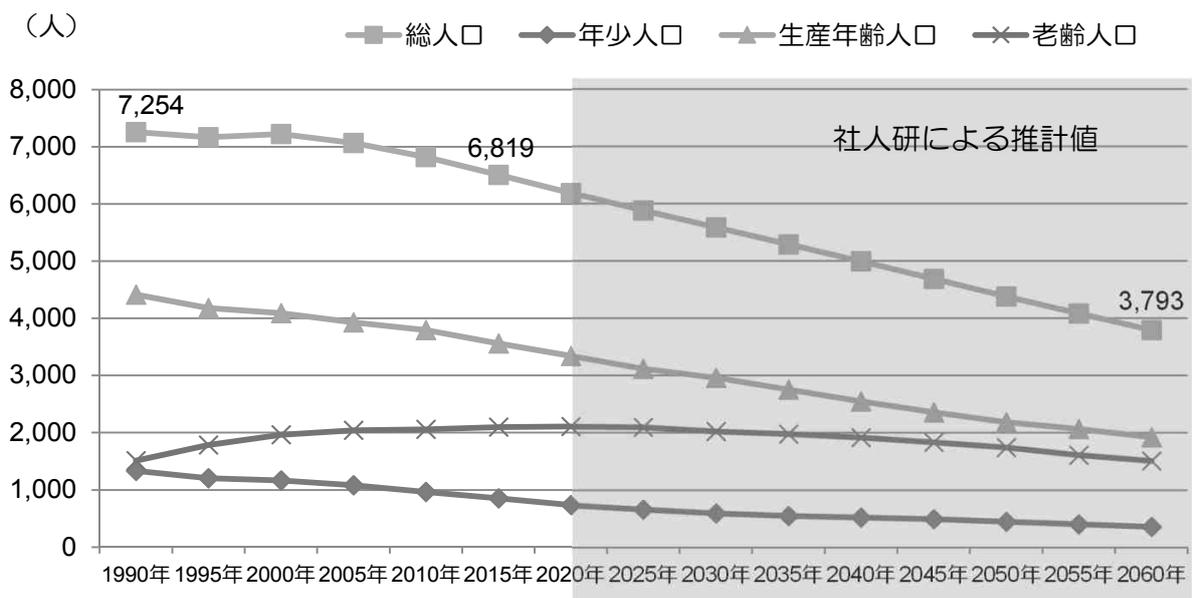
今後は、住民が安心して定住できるむらづくりを目指し、生活環境の整備、産業振興、保健・医療・福祉サービスの充実をより一層進めることで、人口減少、人口流出に歯止めをかけるよう努めます。施策の効果が十分実現すれば平成34(2022)年には6,300人までの人口減少に留められ、平成72(2060)年には、5,858人を確保できる見込みです。

長期人口の推移



(資料：豊丘村人口ビジョン)

総人口・年齢3区分別人口の推移



(資料：豊丘村人口ビジョン)

3. 土地利用

土地は、生活や産業活動などの共通基盤であるとともに、多面的・公益的な機能を有する村民の限りある貴重な財産であり、村全体で均衡のとれた発展を図る必要があります。

このため、「国土利用計画*¹ 豊丘村計画」（以下「土地利用計画」という。）に基づき、村民の理解と協力のもとに公共の福祉を優先させ、自然環境との調和を図り、秩序ある土地利用を推進するとともに、長期展望に立ち、各地域における社会経済や歴史・文化等諸条件に配慮し、快適な生活環境の確保と産業の振興をめざした総合的な土地利用に努めます。

また、土地のもつ多面的・公益的機能が発揮できるよう、私有財産であることを尊重しつつ、公共のために利用すべきことを、村民の共通の認識として理解を図ります。



¹ 国土利用計画

国土利用計画法に基づいて、国土の利用に関する基本構想や利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定めた計画。

4. 施策の体系

村の将来像 (キャッチフレーズ)	むらづくりの目標 (基本方針)	むらづくりの方向 (主要施策)
ずいじふ らんせふ もじふ とよおか	① 豊丘スタイルの戦略的創造	農業・林業の振興 商業・工業の振興 雇用の確保 観光の振興・都市との交流 遊休農地対策
	② 地域の力で育み支える ふれあいのむら	人口増・定住対策 地域づくり・コミュニティの推進 交通安全対策 消防組織対策 防災対策 防犯対策
	③ 誰もが安心して健やかに 暮らせる体制づくり	地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障がい者福祉の充実 児童福祉・子育て支援 医療・健康づくり対策
	④ 故郷を愛し輝く未来を拓く 心豊かな人づくり	人権教育の推進 学校教育の充実 社会教育の充実 スポーツ振興 文化財保護と地域文化の振興
	⑤ 豊丘の原風景とやすらぎ あふれる住環境の創出	道路環境整備の推進 災害に強い村土づくり 公園の整備 上下水道の整備 ごみの減量化・再資源化 景観の保全 自然エネルギーの活用 水環境の保全
	⑥ 住民の活動を支える 行政運営	公共交通機関の整備 事務事業の効率化 広域行政の推進 高速交通路網の整備

第2部

基本計画

第1章 土地利用計画

第2章 豊丘スタイルの戦略的創造

第3章 地域力で育み支えるふれあいのむら

第4章 誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり

第5章 故郷を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり

第6章 豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出

第7章 住民の活動を支える行政運営

第 1 章

土地利用計画

第 1 節 土地利用計画

第1節 土地利用計画

現状と課題

- 土地利用計画については、国土利用計画（全国計画）及び国土利用計画（長野県計画）を基本として「国土利用計画 豊丘村計画」（平成25年度～34年度）を定めています。村土の利用については、この「国土利用計画 豊丘村計画」に基づいて行われます。
- 近年の農業を取り巻く環境は、農家数の減少・農業従事者の高齢化・後継者不足により、農地の遊休荒廃化が進行し、その割合が農地全体の25%を占めており、大きな問題となっています。6次産業化の展開や人・農地プランに基づく農地対策を実施し、多様な主体、多様な手法による積極的な活用を推進することが課題となっています。
- 竜東一貫道路の全線開通、若年世代の世帯分離などを背景に、下段地域や河岸段丘地帯を中心に農地から宅地等への転用が進んでいます。その中でも、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通による利便性の向上を見据え、竜東一貫道路沿いの優良農地に大規模な商業施設・工場が立地しましたが、今後もこの傾向は続くことが予想されます。村として、地区、地権者等との合意形成を図りながら、保全すべき農地と開発すべき農地の線引きを行い、適正な土地利用がなされるよう誘導していく必要があります。
- 遊休農地への太陽光パネル設置などの土地開発行為がみられますが、景観の保全を考慮し規制等を行う必要があります。

施策の展開

(1) 土地利用方針

①土地利用の基本方向

今後の村土利用の計画にあたっては、村土の安全確保、環境の保全、土地の有効利用などの観点にたち、基本構想の達成に必要な土地需要の調整、都市的土地利用と自然的土地利用の区分の明確化などにより、村土の有効かつ適切な利用に配慮します。

また、農商工の均衡ある発展、定住人口や雇用確保の観点から、優良農地は農地として維持していくことを原則としながらも、必要に応じ住宅、商業施設・工場等への転用が可能となるよう、保全すべき農地と開発すべき農地の線引きについて、農業振興地域、都市計画区域等の各種制度を研究しながら検討を進めます。

②土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、「計画的かつ有効な村土利用」を図ることを基本とします。

住宅地等の都市的土地利用については、豊かな自然と農村のたたずまいが織りなす景観に配慮しつつ、地域特性と地域バランスを考慮するなかで住宅地や商工業地の形成を図ります。また、状況に応じて条例による規制を設ける等無秩序な開発を防ぎ、土地の適正な利用を図ります。

農地や森林等の自然的土地利用については、低・未利用地の有効利用などを図り適正な保全を進めつつ、開発にあたっては周囲との調和を図りながら行っていきます。

③村土利用の質的向上

村土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる村土」「美しくゆとりある村土」「自然

と共生する村土」利用を図ることを基本とします。

これらの村土づくりを実現するため、第5次豊丘村総合振興計画に基づいた各種の施策を展開し、効果的な土地利用を図ります。

(2) 利用区分別の土地利用方針

①街区形成ゾーン

住宅及び店舗、事業所用地で形成される街区形成ゾーンでは、生活基盤の再整備を進めるなかで、土地利用の高度化・集約化を行い、良好な環境形成に配慮しつつ、新たな経済活動の振興ときめ細かな整備により利便性の向上を図り、地域交流の場となる魅力的でゆとりある地域づくりを目指します。

②商工業活性化ゾーン

工業施設を中心に形成される商工業活性化ゾーンでは、雇用機会の拡大を図るため、環境保全や周辺の土地利用との調和に配慮しつつ、工場適地、商業ゾーンとしての可能性を考慮して開発を行い、積極的に優良企業の誘致を図ります。

また、道路新設や天竜川架橋（新万年橋（仮称））（豊丘村河野 - 高森町山吹間）の実現など、立地需要に応じて必要な対策を実施するとともに、用地確保に努めます。

③田園集落ゾーン

下段地域の水田と宅地が混在した田園集落ゾーンでは、村の活性化のため必要な住環境の確保について、良好な自然環境や美しい地域の景観に配慮しつつ、周囲と調和した計画的な開発を行います。

また、農地については、農業従事者の高齢化や後継者不足等に対応するため、適正規模の農地の確保と集団化による効率的な利用を進め、秩序ある土地利用を図ります。

④農業集落ゾーン

中段地域の水田・果樹・畑と住宅地が混在した農業集落ゾーンでは、農業生産の基盤となる優良農地の保全と河岸段丘を見渡せる美しい景観を守りながら、既存集落を維持するための土地利用を図ります。

農地では田村原や伴野原など農業団地を形成する地域を含んでおり、流動化を促すとともに6次産業化をはじめとした多様な主体、手法による積極的な活用を推進し農地の保全を図ります。

⑤里山集落ゾーン

中山間地の農地と宅地が混在する里山集落ゾーンでは、原風景を残した現在の姿を維持するため、地域の自然条件・社会条件を踏まえた適切な土地利用を展開し、豊かな緑環境の形成や地力の保全等の多面的機能を維持し防災性の向上を目指します。

山間部の農地で多くみられる山林に面した耕作放棄地等については、農地の流動化の促進、植樹による山林化など弾力的な活用を行い、有効利用を図ります。

⑥自然保全ゾーン

天竜川小渋水系県立自然公園地域に指定されている天竜川流域や豊丘村の貴重な観光資源である野田平周辺の虻川溪谷は、豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、生物の多様な生息・育成環境と共生する親水空間の創出に努め、将来にわたってこの景観を維持できるよう計画的な土地利用と維持・管理に努めます。

⑦森林保全ゾーン

森林は本村の80%を占め、木材や草などの林産物生産等の経済的機能と土地の保全、水源かん養などの公益的機能を有しており、森林の持つ諸機能が十分発揮できるよう必要な森林の維持管理に努めます。

また、自然とのふれあい、健康と憩いの場としての活用など森林の豊かな恵みが将来にわたって享受できるよう保全に努めます。

⑧道路

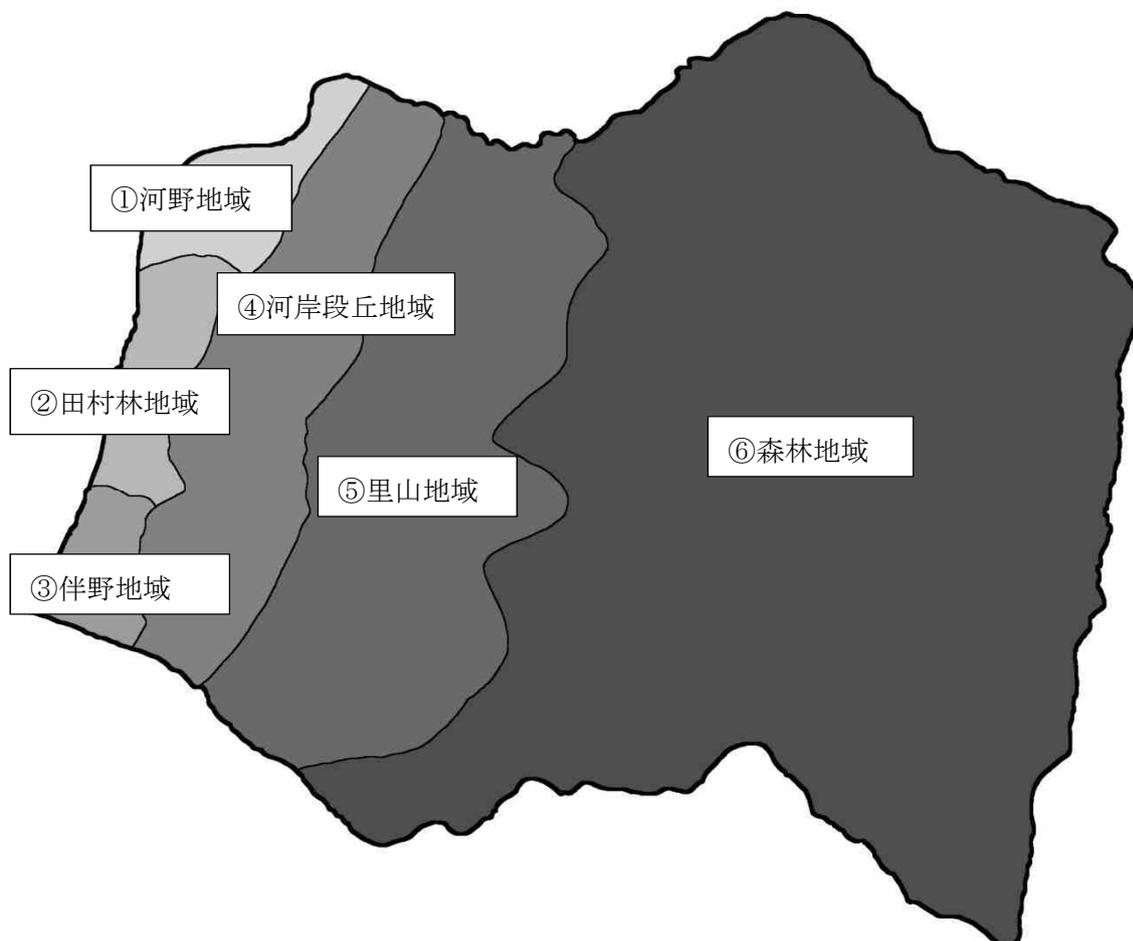
道路については、主要幹線道路、幹線道路、生活関連道路の整備を促進し、道路網の体系的、計画的な整備を推進するとともに、安全で快適な道路環境の創出を図ります。

特に主要幹線道路については、産業振興の基盤としてリニア中央新幹線や中央自動車道、三遠南信自動車道路など高速交通網の効果を最大限に活用できるよう広域的な連携を図りながら取り組みます。整備にあたっては環境保全に配慮し、安全性、快適性、防災性等の向上を図るとともに、バリアフリー化、緑化等の人にやさしい道路整備に努めます。

農林道については、農林業の生産性の向上及び販路の充実、農林地の管理を図るため、適正な維持・管理と広域的な道路網の接続に努めます。また、整備にあたっては景観や自然環境の保全に配慮します。

(3) 地域区分別の土地利用方針

計画における地域区分は、自然的・社会的・経済的及び文化的な条件を勘案して、概ね以下の6地域に区分します。



①河野地域

河野地域は、主要地方道 伊那生田飯田線に沿った住宅地と、天竜川沿岸の肥沃な水田、果樹地帯からなる田園集落であり、農地の集団化による農業振興が図られています。

宅地造成や村営住宅の整備等の定住対策により、人口は増加傾向にあります。近年、河野新田地区の竜東一貫道路沿いの優良農地に横浜ゴム(株)工場、鉄筋加工工場が立地しましたが、天竜川架橋(新万年橋(仮称))も予定されており、今後も工場や商業施設の進出が予想されます。基盤整備がなされた優良農地の保全、利便性の向上による工業・商業系の土地利用の調整を図る観点から、保全すべき農地と開発すべき農地を明確にするよう検討します。

②田村林地帯

村の中心的地域である街区地域は、住宅地、商業地等の都市的土地利用が図られています。一方、天竜川沿岸の肥沃な水田地帯は田園集落であり、住宅地と農地の集団化が図られています。

田村地区については、役場と社会教育施設を中心とした、快適で魅力あふれる空間の創出により風格あるまちづくりを進め、人々の交流を促し、商業を支える環境を形成します。

林地帯については、林新田に農産物直売所、農家レストラン及び日用品食料品スーパーが併設された道の駅が開設され、今後は村民の生活を支える商業ゾーンである「小さな拠点」としての機能を果たしていくこととなります。道の駅開業後は、さらに周辺に商業施設や宅地分譲が行われることが予想されることから、異なる土地利用が混在化しないよう適正なゾーニングを行っていきます。

また、美しい田園や河岸段丘が生み出す景観の維持保全に努め、やすらぎあふれる空間を創出します。

③伴野地域

伴野地域は、主要地方道 伊那生田飯田線に沿った住宅地と新田地帯からなり、新田地帯は工業団地・農地・宅地と集団化されています。近年、急速な宅地化により増加した人口は、現在、緩やかな減少傾向となっています。

伴野工場団地線沿線を工業誘導地域として優良農地の保全と調和を図りながら、工場や商業施設等の積極的かつ秩序ある開発を進めるとともに、急傾斜地や河川の防災対策を促進し、災害に強い安心・安全な住環境の形成に努めます。

④河岸段丘地域

当地域は全国有数の河岸段丘上にあり、農業系土地利用が中心の農業生産基盤が整備された果樹地帯となっています。また住宅地域は集落化し各地に分布しており、住環境の整備が進められてきました。

農業従事者の高齢化と後継者不足に加え、有害鳥獣被害により遊休荒廃農地が増大しており、この状況を打破するため流動化を促すとともに、6次産業化をはじめとした多様な主体、多様な手法による積極的な活用を推進し農地の保全を図ります。また、住宅地域における災害危険箇所の除去を促進し、安心・安全でやすらぎあふれる住環境の整備を図るとともに、中央アルプスを望む風光明媚な自然景観の保全と活用を行います。

⑤里山地域

緑豊かな里山に抱かれるように小集落が点在する里山集落は、農地造成による、りんご、柿等の果樹栽培が盛んであり、また、地域住民の運営による松茸観光、りんごの木のオーナー制

度など特色ある地域振興が行われています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、有害鳥獣被害により遊休荒廃農地や森林荒廃地が増大しており、そのことは、自然景観へも影響を与えています。また、急峻な地形により災害時のライフライン寸断や孤立が危惧されるとともに、^{きょうあい}狭隘で急勾配な道路は管理延長も長く、維持管理への不安が生じています。

そのため、災害危険箇所の除去及び維持管理が容易な施設への改良、体制づくりを進め、安心・安全でやすらぎあふれる住環境の整備を進めるとともに、有害鳥獣対策と遊休荒廃農地対策を強力かつ積極的に推進し農地の保全を図ります。また、中央アルプスや飯田下伊那を眺望する雄大で風光明媚な自然景観と景勝地の維持保全と利活用を図ります。

⑥森林地域

森林地域は村土の80%を占め、伊那山脈から西へ面した国有林、村有林、民有林が混在する自然環境を支える地帯です。木材や草の生産など経済的機能と村土保全や水源かん養など公益的・多面的機能を十分発揮できるよう、持続的な保全のための対策と整備を図ります。



第2章

豊丘スタイルの 戦略的創造

第1節 農業・林業の振興

第2節 商業・工業の振興

第3節 雇用の確保

第4節 観光の振興・都市との交流

第5節 遊休農地対策

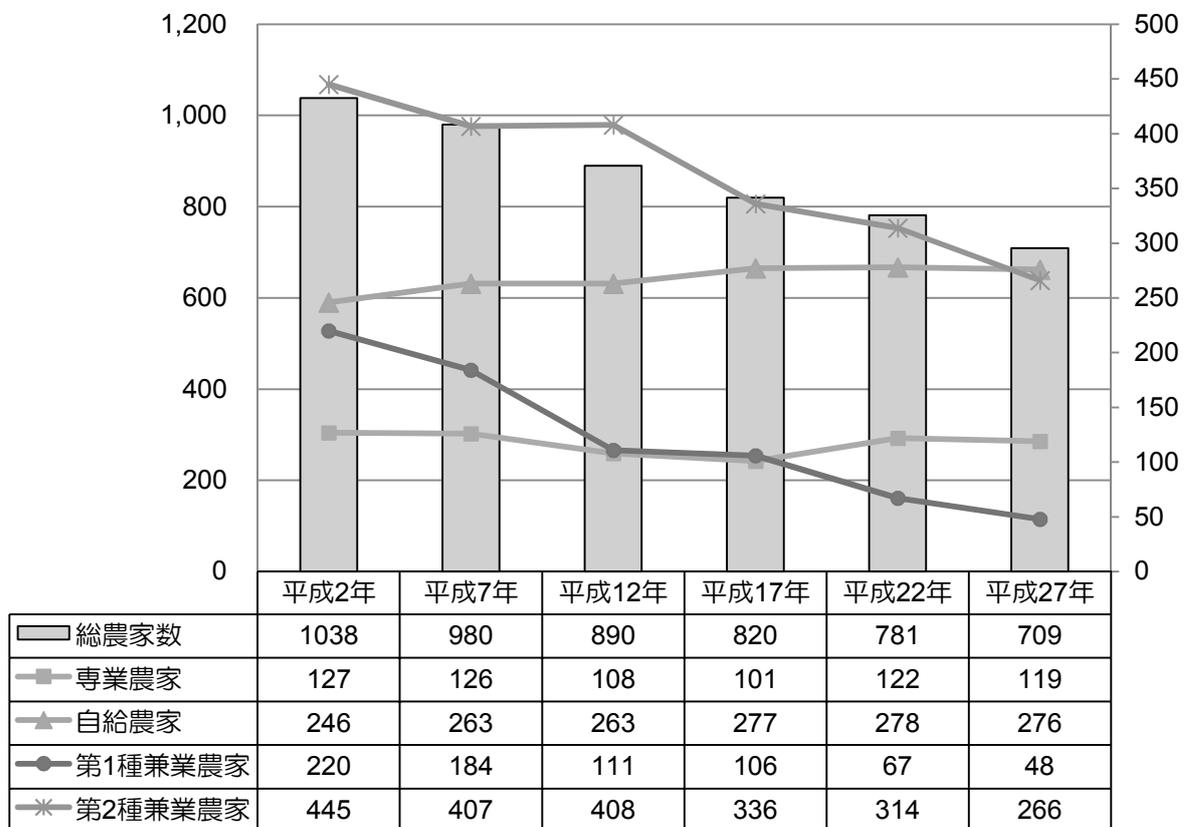
第1節 農業・林業の振興

現状と課題

- 村の農業は、高齢化と農作物価格低迷による後継者の減少により、年々従事者の減少が続いています。農業経営意向調査によれば、7割の方に後継者はおらず、10年後を見据えれば従事者の半減の可能性もあります。そこで、村では「豊丘村 人・農地プラン」を制定し、今後10年を見据えた農業政策を随時検討しながら推進することが重要となっています。
- シカ、イノシシなどによる有害鳥獣の被害は、獣害防護柵の設置により減少しましたが、柵内に残った有害鳥獣による被害はまだ多く、引き続き対策が求められています。また、獣害防護柵は経年等による破損箇所が増加してきており、計画的な維持管理が必要となっています。
- 林業の担い手の減少や高齢化、木材価格の長期にわたる低迷など、林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。本村は森林率80%と多くの森林資源を保有していますが、森林所有者の森林への関心は低く、手入れ不足の放置された森林が増えてきています。その中で森林の40%を占める赤松林は、村の特産物「松茸」を産出する重要な財産として管理されていますが、その赤松林を枯死させる松くい虫被害は依然として大きく、引き続き対策が必要となっています。
- 造林事業（間伐等）の推進のため、森林所有者の理解と連携が必要となっています。

農家数の推移

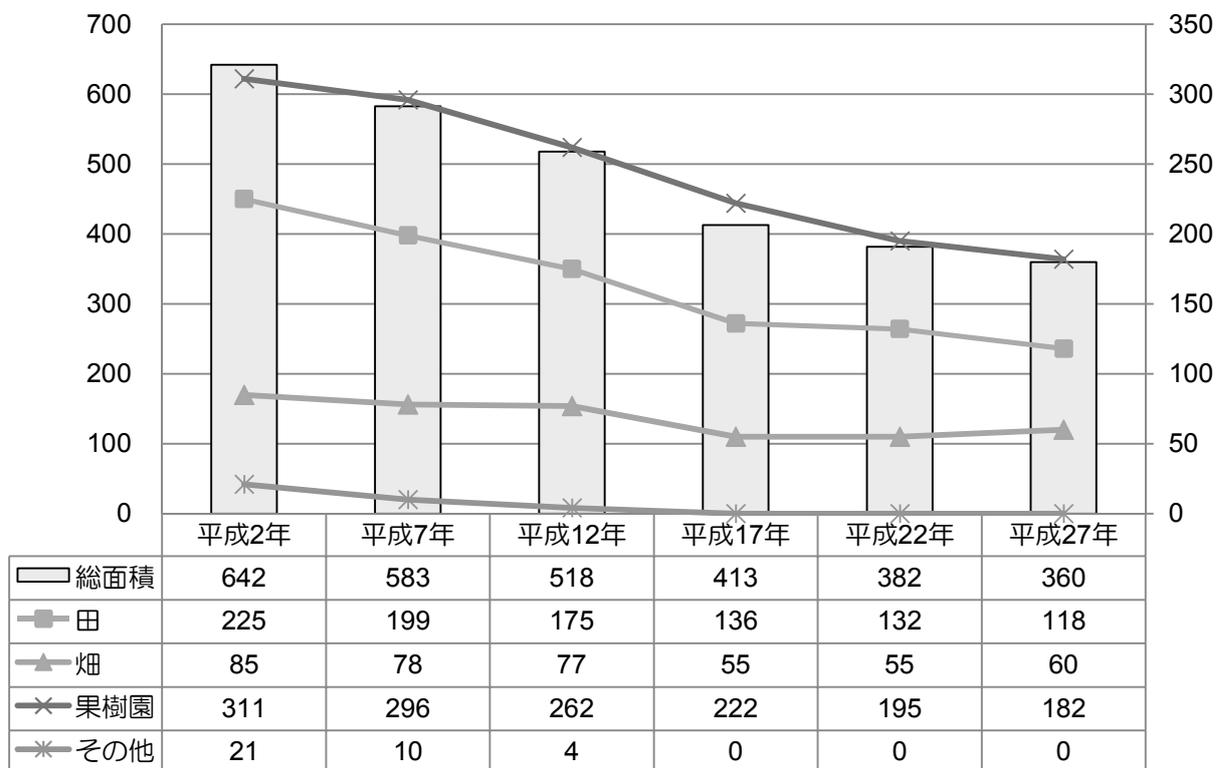
(単位：戸)



(資料：農業センサス)

経営耕地面積の推移

(単位：ha)



(資料：農業センサス)

山林面積

(単位：ha)

区分	立木地		その他	合計
	国有林法	官行造林		
国有林	1,155	170	-	1,325

区分	立木地		その他	合計
	人工林	天然林		
民有林	2,040	2,752	118	4,910
公有林	県有林	データなし	データなし	0.09
	村有林	851	712	22
	小計	851	712	22
私有林	地区有林	3.6	8.4	1.4
	団体有林	752	327	24
	個人・その他	433	1,705	71
	小計	1,189	2,040	96

(資料：平成29年4月 長野県民有林の現況)

施策の展開

(1) 農業の振興

① 6次産業化事業の促進

・6次産業化プロジェクトで示された「豊丘まるごと6次産業の村づくり」構想に基づき、農工商が連携した6次産業化を展開し、新しい産業の形、豊丘ブランドの創出を促進するとともに、この運営母体となりうる法人（株式会社）を設立します。

・「豊丘まるごと6次産業」の拠点のひとつとなる「道の駅 南信州とよおかマルシェ」において、観光農業、農産物直売、農産物加工品製造・販売を核とした一体的で持続的な運営により、地域の活性化を図ります。

・生産物のブランド化や特産物・加工品の開発、地域の特性を生かした観光農業への展開を実施することで、地域で生産される農産物に付加価値を付けて、加工から販売までを行う6次産業の体制づくりを確立します。

・「豊丘まるごと6次産業」の基幹拠点と位置づけた林原団地に、住民や地域をはじめ民間活力を含めた多様な主体が活躍できる農村公園（観光農園、展望農家レストラン、手づくり体験工房、農産物直売、宿泊施設等）としてのフィールドを整備します。また、中段地帯の各団地の基盤整備を行い、果物のもぎとりやオーナー制度を推進し、農産物の流通拡大、新規就農者の確保、雇用の創出と産業の活性化を図り、新しい形の活力ある村づくりを進めます。

② 地域の中心となる農業者への農地集積

・農地を意欲ある農家、法人へ積極的に集積します。

③ 集落営農、法人化の推進

・団地全体を借り上げ、ブロック化した果樹栽培等を行うために、集落営農を推進します。

・個人農家の拡大に伴う法人化、数軒の農家が共同して経営拡大するための法人化等を研究し、意欲ある農家を支援します。

④ 農産物の高付加価値化

・地域農産物のブランド化を目指し、品質・栽培等の統一を図り特産品とします。

・伝統野菜（源助かぶ菜）を特産品として周知を図り、栽培と消費拡大を図ります。また、市田柿ブランド維持のために、栽培拡大に加え、品質向上と後継者の育成、販路拡大を図ります。

⑤ 観光農業、農泊事業の展開

・果樹を中心とした観光農園を開設し、体験メニューの充実を図る等、四季のもぎ取り観光農園を目指します。

・地域農家の受け入れ指導體制を整えるために、眺望の良い農地を活用した「クラインガルテン^{*1}」の研究を進めます。

・友好関係にある都市（静岡県富士市、東京都世田谷区・杉並区久我山地区等）を中心に、観光農業や学校教育における農業体験に積極的に取り組みます。

¹ クラインガルテン

ドイツ語で「小さな庭」を意味する、滞在型の市民農園。都市部から週末などに訪れ、ラウベとよばれる休憩小屋に滞在して食事や宿泊をしながら野菜や花の栽培ができる。

- ・企業版ダーチャ²の整備について、南信州地域の全市町村及び南信州広域連合と連携し推進します。

⑥新規就農者の受入

- ・新規就農者へ集約農地を確保して、積極的に受け入れを図ります。
- ・村外からの就農だけでなく、定年帰農を勧めます。

⑦有害鳥獣対策

- ・適正な個体数調整に取り組み、共存できるまでの頭数駆除に努めます。また、駆除が難しい獣害防護柵内の有害鳥獣駆除対策について研究します。
- ・獣害被害を減らすために、計画的な緩衝帯整備を地域と共に研究します。
- ・獣害防護柵の予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

(2) 林業の振興

①村民が守り、親しめる林業の推進

- ・森林の持つ水源かん養や国土保全など多面的機能を村民自らが自覚し、村民自らが森林を守り、親しめる森林づくりに取り組みます。特に森林所有者には、広報などにより各種補助事業の導入を促進し、手入れ不足の森林への整備が図られるよう努めます。また、森林所有者の事業実施による費用負担の軽減を図ります。

②松くい虫被害対策の推進

- ・松くい虫被害拡大防止を図るため、送電線南信幹線沿いを防護帯として、伐倒駆除や薬剤空中散布などの対策を環境に配慮し実施します。また、実施にあたっては、総合的な取組を図り、効果的・効率的な運用に努めます。

③森林整備の促進

- ・造林事業（間伐等）の推進を図るため、新たな造林計画や間伐団地を森林所有者と協議のうえ設定し実施していきます。

④特用農林産物の生産の推進

- ・特用農林産物（茸類）・山取花木等の生産を推進し、里山づくりに努めます。

² 企業版ダーチャ

ダーチャとは、ロシアで1960年代から普及した郊外型住宅付農場のこと。ロシアでは、平日は都市で働き、休日はダーチャで自家用野菜等を栽培して過ごすライフスタイルが定着している。「企業版ダーチャ」とは、企業に都市と農村を行き来するダーチャのスタイルを活動の一部としてもらうことにより、農村と継続的に交流・連携し、地域に潜在する新たな可能性の活用や、企業の成長分野を見出し、互いに発展し持続可能な地域を目指すことを目的としたもので、南信州広域連合で取組を始めている。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
農家数	戸	781 (H22)	709※	700
経営耕地面積	ha	382 (H22)	360※	360
中心となる農業者 ³ への集積	ha	190	179	200
新規就農者数	人/年	0	1	1
集落営農団体、農業法人設立数(累計)	組織	0	0	5
有害鳥獣捕獲頭数(シカ・イノシシ)	頭/年	650	374	380
松くい虫被害木伐倒駆除処理量	m ³ /年	500	1,045	800

(資料：農業センサス(※2015)・産業建設課により作成)

住民の協力と役割

- 6次産業化への理解を深め、都市住民の受け入れ体制を整えましょう。
- 将来展望のある担い手の育つ農村づくりを推進しましょう。
- 団地毎の人・農地プランを軸に、農地の有効利用の必要性を認識し、農地の流動化を促進しましょう。
- 自ら管理できない農地は、団体経営に任せる意識を浸透し、自らは労力提供を行うことで成立する、「集落営農」の果樹園版(豊丘村タイプ)を構築していきましょう。
- 鹿、猪の隠れ場となる耕作放棄地や竹藪を減らしましょう。
- 消費者と共に「地産地消」を進めましょう。
- 緑の大地を村民皆で守りましょう。
- 私有林の手入れに努め、美しい森林をつくりましょう。
- 自然保護を推進しましょう。

³ 中心となる農業者

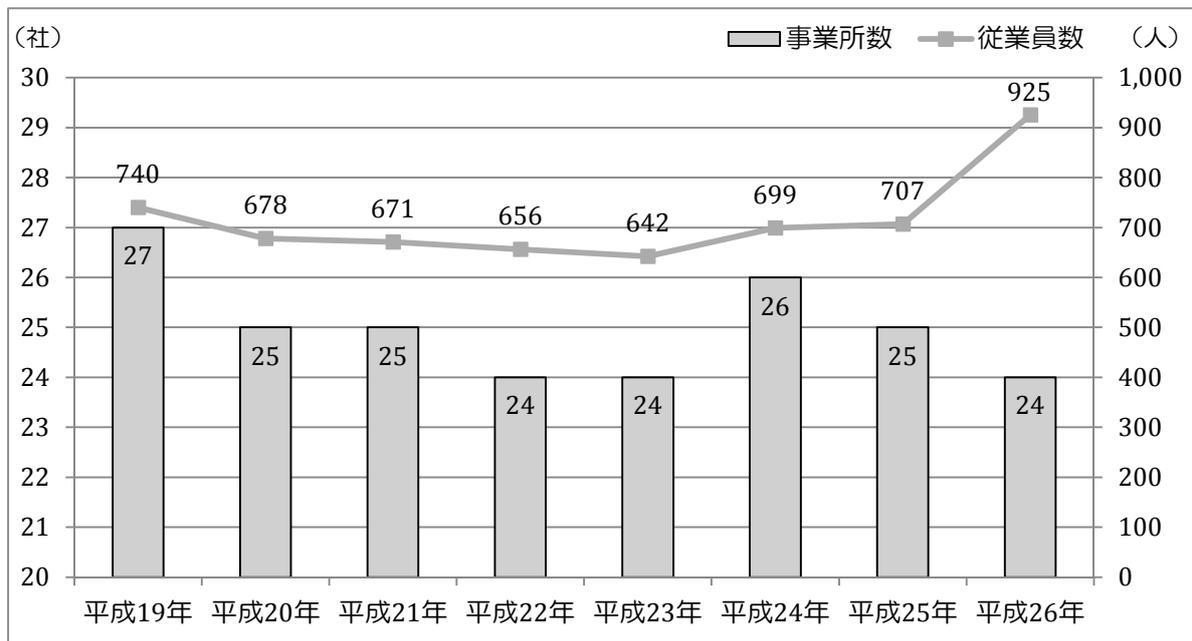
認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体などの担い手。

第2節 商業・工業の振興

現状と課題

- 村内の商業は、飯田市街地郊外への大型店の出店や産業構造の変化により、小売業売上高の減少が続いています。そのことは、後継者、担い手不足による小売業事業所数の減少を招いています。経営者、商工会、村が連携した、リニア時代を見据えた競争力のある商業振興事業の創出が求められています。また、小売業事業所数の減少や高齢化、単身世帯の増加により、高齢者等を中心に食料品の購入などに不便や苦勞を感じる方（買い物弱者）が増加しています。
- 村内の工業を取り巻く環境は、減少が続いていた製品出荷額において、大手企業の進出により、平成26年より増加に転じていますが、海外情勢の変化や少子高齢化・人口減少の進行、情報通信技術の普及拡大などにより大きく変化し、企業が抱える課題は一層多様化・複雑化しています。創業から経営革新、企業再生、事業承継まで、各企業が置かれているライフステージに応じた支援とともに、企業PRや販路拡大など多様で切れ目のない支援が求められています。
- 企業立地は、雇用対策、定住施策においても重要な取組です。現在、当村の工場予定用地である伴野工業団地は農用地区域ですが、平坦で上下水道施設が整備された企業にとって魅力的な環境であるため、土地利用計画を明確にし、調和を図る中で、企業立地を積極的に推進することが重要となっています。

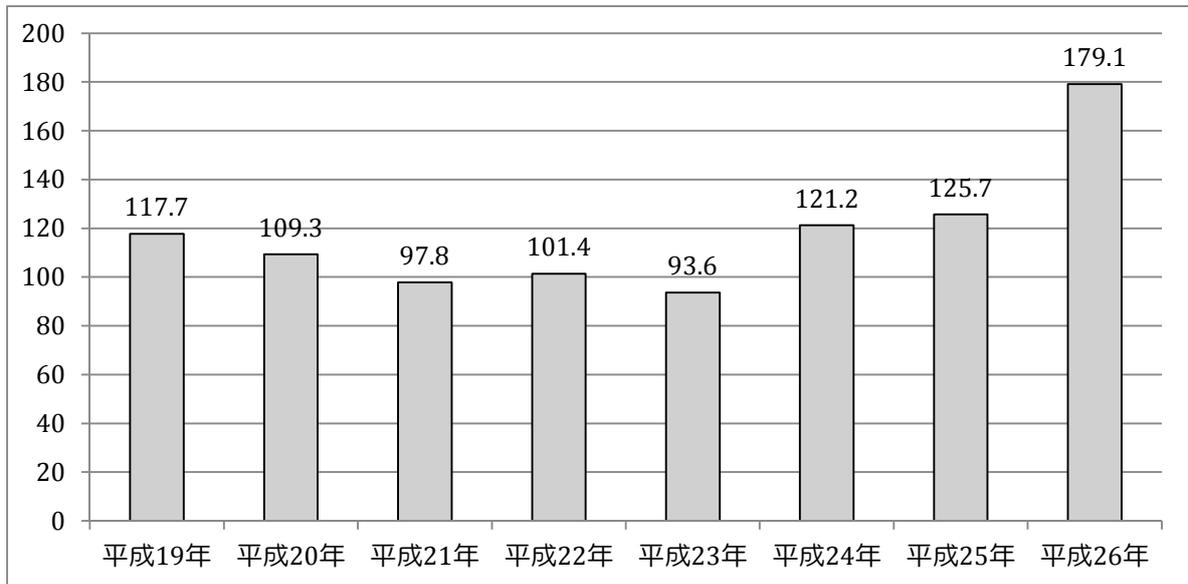
事業所・従業員数の推移



(資料：工業統計)

年間出荷額

(単位：億円)



(資料：工業統計)

施策の展開

(1) 商業・工業の振興

① 企業の支援

- ・ 経営者、商工会と連携を図りながら、経営革新、企業再生、事業承継など、各企業のライフステージに応じた支援を図り、競争力のある産業の構築を推進します。
- ・ 商工業の販路拡大や技術向上を図るため、展示会・商談会出展助成など多様で切れ目ない支援を実施します。
- ・ 中小企業の経営安定化、施設整備が円滑に推進されるよう、制度資金の充実を図ります。
- ・ 意欲ある人が起業できる環境づくりのため、ワンストップ相談窓口やフォローアップ体制の充実を図り、村、県、商工会、金融機関等の関係機関が連携したきめ細かな支援を行います。また、創業支援補助金により創業時の財政的負担の軽減を図ります。

② 企業立地

- ・ 豊丘村商工業振興条例による固定資産税の優遇措置や、企業にとって魅力的な環境であることを積極的、戦略的に情報発信することにより企業立地を進め、地域産業の持続的な発展、雇用の維持・確保を図ります。また、企業立地相談窓口の設置について研究します。

(2) 村民とともに成長する商工業

① 小さな拠点の整備による生活圏の形成

- ・ 道の駅 南信州とよおかマルシェを中心に、生活サービス機能を集約させた「小さな拠点」を整備し、拠点と集落を交通ネットワークで結ぶことにより、安心して暮らし続けられる生活圏を形成します。

②買い物弱者対策

- ・買い物の利便を図る小売店舗の独自活動を支援するとともに、福祉サイドとの連携による新しい形の支援に努めます。

③商業環境の充実

- ・村民が集い、地域の交流の場となるような快適で魅力的な商業空間の創出を図るとともに、住民の利便向上を図ります。また、情報の発信や交流・観光による賑わい創出に向けた取組を推進します。

評価指標

項目	単位	H21. 22 実績値	H26 実績値	H34 目標値
企業立地件数	件	データなし	1	4 (H27~34)
税制優遇を受けて本社移転・拡充を行う企業数	件	データなし	1	2 (H27~34)
工場見学実施企業数	事業所	データなし	1	3
インターンシップ参加人数	人	データなし	データなし	5
商店数	店舗	46 (H21)	42	45
商業従事者数	人	243 (H21)	252	250
事業所数	社	24 (H22)	24	30
事業所従業員数	人	656 (H22)	925	1,075
製造品出荷額	億円	101.4 (H22)	179.1	204.4
商談会出展件数	件	データなし	60	70
起業件数	件	データなし	データなし	5

(資料：工業統計・産業建設課)

住民の協力と役割

- 消費者のニーズに的確に対応し、消費者に愛される商店づくりに努めましょう。
- 村内商店での購買や村内事業所の利用を心がけ、「村民が商店を育てる」という意識を持ちましょう。
- 企業と地元住民が交流する環境を築きましょう。

第3節 雇用の確保

現状と課題

- 少子高齢化の進行、情報化の進展、女性の就業意欲の高まりなど、産業構造や就業環境が大きく変化している中で、労働力のミスマッチや非正規雇用が増加しており、企業においては人材不足感が高まっています。こうした中であっても、管内企業（特に村内企業）に活力を与える、フレッシュな人材の雇用促進のための持続的な企業支援が必要です。
- U・I・Jターン希望者の受け入れを積極的に展開するために、雇用の受け皿となる多様な業種・規模の企業立地や新たな産業の創出など、リニア時代を見据えた取組が必要となっています。

施策の展開

(1) 企業等との連携

- ・ 事業所と協力し、若者が地元就職しやすい環境づくりを図ります。
- ・ 新たな就業機会の確保や人材の育成について、村独自の取組みとともに、広域的な連携を推進します。
- ・ 勤労者の福祉の向上などを図ります。
- ・ 就職活動をしている方、村内事業所、起業希望者向けの仕事に関する支援制度やイベントなどの情報の集約・発信を推進します。

(2) 雇用の土壌となるインフラ整備

① 村内企業就職者

- ・ 住居対策と住宅用地の計画的確保を図り、安定した雇用に努めます。
- ・ 「道の駅 南信州とよおかマルシェ」の運営により、新たな雇用の創出を図るとともに、農商工への相乗効果を促し、就労機会の拡大を図ります。

② 企業立地

- ・ 企業受入予定地の計画的確保とインフラ整備を図り、雇用の安定化と村民生活の向上に努めます。

評価指標

項目	単位	H22 実績値	H27 実績値	H34 目標値
就業率	%	54.4	56.8	60.0
Uターン者数	人	データなし	21	30

(資料：国勢調査・産業建設課)

住民の協力と役割

- 雇用の維持と確保のため多様な業種・規模の企業立地が必要であることを理解しましょう。
- 地元との合意に基づいた企業立地を進めましょう。
- 持続可能な企業活動のために、村民が村内企業を理解し応援していきましょう。

第4節 観光の振興・都市との交流

現状と課題

- 緑豊かな自然と、清らかな水の流れが調和した農山村の田園風景が観光の資源です。滞在型観光⁴が定着しつつある中で、村の自然景観、伝統芸能、歴史文化等に触れ、素朴さと人情味を体験する、いわゆる着地型観光⁵が求められています。
- 2027年（平成39年）開業予定のリニア中央新幹線、整備が進む三遠南信自動車道は、この地域に大きな効果をもたらすことと期待が寄せられています。豊丘村が先駆的に取り組み、成果をあげてきた観光農業、都市農村交流事業をもとに、豊丘村の観光資源を掘り起こし、積極的、戦略的な観光事業を展開することで、交流人口の増大を図ることが必要です。
- 豊かな自然と豊富な農産物を資源に、富士市吉原第3中学生の受入、長沢リンゴ団地の「りんごの木オーナー事業」など、都市と農村の交流が展開されています。また、南信州観光公社の事業展開により、農業体験、ホームステイを中心に、南信州を交流・活動のステージとした各種体験プログラム・イベント・モニターツアーを通じ、南信州とともに村のPRをしています。今後は企業やインバウンドを含む観光客を呼び込むことにより、持続可能な産業を目指します。
- NPOだいちが取り組む観光バスツアー、各観光事業者が取り組むアイリス園・松茸観光等、それぞれに成果を上げていますが、ゲストハウスや農家民宿を利用した滞在型観光につながる着地型観光の研究が必要です。
- 観光事業をさらに促進するには、広域的な連携による取組が重要となっています。

施策の展開

(1) 農商工の連携（6次産業化の推進）【再掲】

- ・ 6次産業化プロジェクトで示された「豊丘まるごと6次産業の村づくり」構想に基づき、農商工が連携した6次産業化を展開し、新しい産業の形、豊丘ブランドの創出を促進するとともに、この運営母体となりうる法人（株式会社）を設立します。
- ・ 「豊丘まるごと6次産業」の拠点のひとつとなる「道の駅 南信州とよおかマルシェ」において、観光農業、農産物直売、農産物加工品製造・販売を核とした一体的で持続的な運営により、地域の活性化を図ります。
- ・ 生産物のブランド化や特産物・加工品の開発、地域の特性を生かした観光農業への展開を実施することで、地域で生産される農産物に付加価値を付けて、加工から販売までを行う6次産業の体制づくりを確立します。

⁴ 滞在型観光

1箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態。

⁵ 着地型観光

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

・「豊丘まるごと6次産業」の基幹拠点と位置づけた林原団地に、住民や地域をはじめ民間活力を含めた多様な主体が活躍できる農村公園（観光農園、展望農家レストラン、手づくり体験工房、農産物直売、宿泊施設等）としてのフィールドを整備します。また、中段地帯の各団地の基盤整備を行い、クラインガルテン、果物のもぎとりやオーナー制度を推進し、農産物の流通拡大、新規就農者の確保、雇用の創出と産業の活性化を図り、新しい形の活力ある村づくりを進めます。

（2）豊丘ブランドの創立

①特産品を創る「物」事業

・村内の農産物と商工業の技術のコラボレーションにより「特産品」を創出します。

②名物を創る「食」事業

・村内の農産物を活用した伝統料理、創作料理を研究し、村のグルメ創出を目指します。

③着地型観光の「事」事業

- ・果樹のもぎ取り観光だけでなく、観光資源を生かした多様な体験プログラムを構築します。
- ・豊かな自然景観を最大限生かしたグリーンツーリズムのさらなる推進を図ります。
- ・観光に携わる人材育成に積極的に取り組みます。

（3）観光事業の強化と都市との交流

①村内観光の強化

- ・地域でワークショップを開催し、埋もれている観光資源の発掘に取り組みます。
- ・豊丘村が持っている農産物、人の温かさ、自然、景色、文化、歴史などの魅力の発見・発掘・活用を図ります。また、都市部の観光客が求める原風景の保全などを推進します。
- ・村内の観光事業の連携や、広域的な連携を推進します。
- ・観光農業に携わる人材の育成と支援を図ります。

②都市部との交流

- ・リニア時代を見据え、都市部やふるさと納税者との交流を積極的に推進します。
- ・豊丘村の豊富な農産物など様々な魅力を発信します。
- ・体験農園・観光農園をはじめとした活動環境など交流体制の整備を図ります。
- ・東京都世田谷区をはじめ、杉並区久我山商店街や静岡県富士市との交流を通じた村のPR活動を積極的に展開します。また、三遠南信自動車道の開通を見据え、東三河・遠州地方との交流体制の強化を図ります。
- ・企業やインバウンドを含む観光客を呼び込み、ゲストハウスや農家民宿を利用して日本ならではの伝統的な生活体験や地域の人々との交流などにより農村の魅力を伝えます。
- ・企業版ダーチャの整備について、南信州地域の全市町村及び南信州広域連合と連携し推進します。【再掲】

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
交流人口（観光客数）	万人/年	4	10	50

（資料：産業建設課）

住民の協力と役割

- 都市住民等の受け入れに協力し、村民だれもが「おもてなしの心」を持ちましょう。
- 特産品・名物・観光事業等に、一村民として協力しましょう。
- 自分の技術（農産物生産、農産物加工等）に誇りを持ち、インストラクター（指導者）として参加しましょう。
- 豊丘最大の観光資源である農山村の原園風景（自然・景観）を村民皆で守り、次世代に継承しましょう。



第5節 遊休農地対策

現状と課題

- 現在村内の遊休農地は山間地を中心に、全農地面積の21%にあたる143haあり、このうち、再生不可能な荒廃した農地が、約90haとなっています。
- 耕作者の高齢化・有害鳥獣被害、そして農作物価格低迷による後継者不足等により、遊休農地の増加に歯止めがかからない状況です。
- 農地を健全な姿で守ることこそが、「ふるさと豊丘村の原風景」の源であり、村民挙げての遊休農地解消活動が求められており、大きな課題となっています。

施策の展開

(1) 農地のすみわけ

- ・ 農業生産に適した農地と、景観形成のための保全農地⁶にすみわけを行います。
- ・ 再生不可能農地⁷は、山林として管理する取組を進めます。

(2) 人・農地プランの策定

- ・ 平成24年度から取り組み始めた各農地（団地）の将来像「人・農地プラン」を策定し、このプランの実践により遊休農地解消につなげます。

(3) 新事業の創造

- ・ 自然と調和した農地維持の取組を推進します。
- ・ クラインガルテン、企業版ダーチャ、虫蝶鳥のいる森林公園、四季の花の植栽による観光と養蜂等の新たな取組を研究します。
- ・ 荒廃農地における榊やキハダ等の契約樹木の栽培を研究します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
遊休農地面積	ha	140	143	128

(資料：産業建設課)

住民の協力と役割

- 自分の住んでいる地域は、自らが守るという意識をもちましょう。
- 地域住民が皆で協力し、遊休農地解消活動に取り組みましょう。
- 農地を守る、地域リーダーになりましょう。
- 定年後の就農（定年帰農）や若い年代の休日農業など、農に親しむライフスタイルの実践に取り組みましょう。

⁶ 保全農地

定期的に草刈り等の管理を行い、耕作はしないまでも健全な状態にとどめておく農地。

⁷ 再生不可能農地

長期に渡って管理等を行わなかった結果、灌木・樹木などが繁茂し容易に農地に戻せなくなってしまった農地。

第3章

地域ので育み支える ふれあいのむら

第1節 人口増・定住対策

第2節 地域づくり・

コミュニティの推進

第3節 交通安全対策

第4節 消防組織対策

第5節 防災対策

第6節 防犯対策

第1節 人口増・定住対策

現状と課題

- 日本の総人口は緩やかな減少傾向にあり、当村でも平成 12 年度をピークに人口の減少が続いています。村としての機能を保ちコミュニティを維持していくためにも、人口増・定住対策は喫緊の課題となっています。
- 人口減少・少子化に伴い、若者同士の交流の場や結婚を希望する人の出会いの機会が減少しています。また、経済的理由により結婚や子どもを持つことに不安を感じる人たちもおり、出会いの環境づくり、若い世代への経済的支援を進めていく必要があります。
- 定住促進のために基本となるのは、住みよい環境づくりと村の外からも人を呼べる魅力ある村づくりです。そのための方策として住宅対策と若者への定住促進対策が挙げられます。
- 本村においては、豊かな自然を生かした良好な景観や道路・下水道など生活環境施設の整備により魅力ある住環境の形成に努め、集団化した農地と農村集落が相まって落ち着いた空間を形成しています。また、人々の価値観や生活様式の変化、高齢化の進展に伴って住宅に対するニーズは多様化してきています。
- ライフスタイルの変化により、子育て世代については、親世帯とは離れて住居を構えることが多くなっており、若者の流出の一因となっています。村では平成 20 年度より子育て世代向け賃貸住宅の建設を進め、39 戸のほぼ全てに入居がある状況であり、定住人口を維持する効果がみられます。
- また、若者の定住促進対策として、村内で住宅用土地の取得や住宅建設に対する助成金制度を実施していますが、近隣市町村よりも手厚いことや新たに若い世代に限定した住宅取得に関する助成金を創設したことから、効果を上げています。
- 村内に宅地を求めている村内外の若い世代も多いことから、農業的土地利用との調和を図りながら、村としても、民間と競合しない地域で宅地造成を進めていく必要があります。
- その一方、村内山間部から村内下段地区及び村外への人口流出が進み、山間部では若年層及び子どもの人口が大幅に減少しています。このままの人口流出が続くと、将来の地域の維持が困難になることが予測されるため、山間地の人口を維持するための対策が急務となっています。
- 人口減少に伴い、空き家の増加が続いています。手入れされず放置されることによる生活環境や景観の悪化、防災・防犯機能の低下など様々な問題が発生するおそれがあります。

住宅団地造成の実績

分譲年度	箇所名	区画数（区画）	分譲面積（㎡）	事業主体
平成 1年度	林原	8	3,241	豊丘村
平成 4年度	林里	12	4,668	豊丘村土地開発公社
平成 4年度	中芝	11	4,158	豊丘村
平成 6年度	北市場	7	2,195	豊丘村
平成20年度	柿外土	3	1,025	豊丘村
平成21年度	中平	9	2,225	豊丘村
平成27年度	北市場二	2	638	豊丘村
平成27年度	地藏道	4	1,287	豊丘村
平成28年度	北垣外	7	2,351	豊丘村
平成29年度	柿外土	3	773	豊丘村
計		66	22,561	

（資料：総務課）

村営賃貸住宅（地域優良賃貸住宅）一覧

募集開始年度	箇所	棟数（棟）
20年度	山田	10
22年度	林里	3
23年度	中芝	5
25年度	八王子1	3
25年度	中部三	3
26年度	大柏	3
26年度	八王子2	7
27年度	地藏道	5
計		39

住宅関係助成金申請件数

年度	住宅用地取得助成金	住宅新増築助成金	若い世代住宅取得助成金
26年度	20（13）	36（26）	
27年度	12（7）	22（10）	13（7）
28年度	15（11）	28（14）	23（12）

※（ ）内は村外からの転入者（内数）

（資料：総務課）

施策の展開

人口目標実現のために、土地利用計画に基づき周囲との調和を図りながら、住宅地域の拡大を図ります。また、活力ある村づくりのために若者や村外からの定住希望者に対して、戸建賃貸住宅、宅地造成、空き家を活用した定住対策を進めるとともに、住宅取得に対する支援制度などを充実させます。

（1）宅地・住宅の提供の促進

①宅地・住宅の提供

- ・定住希望者の多様なニーズに対応するため、地域との協働による住宅施策を展開し、民間と競合しない地区において積極的な宅地造成を実施するとともに、民間開発の促進と適切な誘導を行います。
- ・快適で住みよい魅力ある住宅環境の整備を図ります。

②空き家活用の推進

- ・空き家情報活用制度による積極的な情報発信により、空き家の活用による定住希望者への支援を行います。また、各区の定住サポーターと連携しながら、移住者が地域に円滑に溶け込めるよう支援します。
- ・空き家活用者の負担軽減を目的とした支援制度の充実を図ります。

(2) 人口増・定住対策の推進

①若者が集う環境づくり

- ・若者が交流できる環境をつくるため、若者が中心となったイベントの企画や村内外の男女を対象としたイベントの開催など若者の活動支援を図ります。
- ・若者の結婚に向けた出会いの機会を提供するため、愛ねっと北部や結婚相談所、ながの出会い応援ポータルサイト「ハピネス信州」などの結婚支援機関等の周知を図ります。

②若い世代への経済・定住支援

- ・若者の経済的支援及び定住を促進するため、賃貸住宅や住宅取得に係る支援制度の充実とともに、地元への就業機会の確保を図ります。

③U・I・Jターン者の定住促進

- ・田舎暮らし希望者向けのホームページやパンフレットの充実、都市部で開催される移住セミナーイベントへの参加など各種媒体を活用した情報発信を図ります。
- ・ワーキングホリデーによる農業体験、ゲストハウスやお試し居住ハウスによる短期滞在を通じ、移住者の確保につなげます。
- ・広域的な連携を図りながら定住促進を行っていきます。

④移住定住相談の充実

- ・空き家や移住支援制度などの情報提供やマッチングを迅速に行うため、移住担当専任職員を配置し移住定住相談窓口の充実を図ります。

(3) 計画的な開発の推進

- ・周囲と調和した美しい景観を保全するため、必要な関係条例・要綱などを整備し、秩序ある開発を推進します。
- ・山間地区における定住人口の確保に向けて、地域の状況に合わせた方策の研究を進めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H 28 実績値	H34 目標値
人口（年度末）	人	6,954	6,754	6,800
社会動態での増加数	人/年	+16	△11	+10 人
村営賃貸住宅整備数（累計）	棟	18	39	39
村営住宅団地造成数（累計）	区画	50	66	80

（資料：総務課）

住民の協力と役割

- 人口増・定住対策を目指した土地利用計画を進めるためにも、全村民で協力しましょう。
- 転入者等を暖かく迎え、好ましい近隣関係をつくりましょう。
- 地元との合意形成に基づいた民間企業での宅地造成を進めましょう。



第2節 地域づくり・コミュニティの推進

現状と課題

- 近年、全国的に人口が緩やかに減少していくことが見込まれていますが、人口減少による地域コミュニティ機能の低下が心配されます。社会ニーズの多様化・複雑化に加え、財政状況がひっ迫していることから、質の高い公的サービスを維持していくためには、地域社会を構成する様々な主体が参加し、村民一人ひとりがむらづくりの担い手として主体的に地域づくりに参加していくことで、地域と村民、行政が一体となって共創・協働していくことが求められます。
- 村民と行政が連携して住みよい村を築いていけるよう、施策形成過程に住民が参加する機会の拡充や広報広聴活動の充実に努めるとともに、行政情報の共有化を図る新たなツール¹の活用を推進していきます。
- 住民の高齢化や農家の兼業化と村外への通勤者の増加、都市化による新住民の増加など、住民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化してきました。価値観や生活様式の多様化、地域の共同意識・関心の薄れ、人間関係の複雑化などにより隣組・区などの地域の自治組織への未加入者の増加、地域行事への不参加が増えています。また、地域の連帯や協調を培ってきた地域の伝統芸能や文化的行事も、近年の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに担い手の減少がみられ、地域の連帯・協調性が希薄になりつつあります。
- 村内山間地区では、若年層の村内下段地区や村外への人口流出が進み、若年層及び子どもの人口が急速に減少し、人口減少とともに高齢化が進行しています。このままの状況が続くことで限界集落化し、地区での共同活動や地域コミュニティの維持が困難になることが予測されます。

施策の展開

(1) コミュニティ活動の充実

① コミュニティ施設の充実

- ・ 住民が集まり、地域の連帯を高めることのできるコミュニティ施設の整備を進めます。
- ・ コミュニティ助成事業や有利な補助事業の積極的な活用を図ります。
- ・ 新築への助成だけでなく、老朽化した集会施設の改修・リフォームや増築に対する村単独の助成事業を充実させます。

② コミュニティ活動の支援

- ・ 新規定住世帯等に対し隣組及び自治会などへの加入の働きかけを積極的に行い、コミュニティ活動への参加を促します。

¹ 新たなツール

ここでは、ソーシャルネットワークサービス（SNS）であるTwitter、Facebook等、近年登場してきたインターネットを活用した情報伝達手段全般を指す。即時に、より広範囲に情報を伝えることが可能となる。

- ・公民館活動や保健・福祉・環境など、地区での事業との連携・調整を図り、コミュニティ活動が有効に展開できる体制づくりを進めます。
- ・各区の今後の地域づくりの計画である地区計画見直しに際し、地区担当の村職員が支援します。
- ・各区の担っている道路の草刈等の公共的活動、区のコミュニティ醸成のための活動を支援するための交付金を設けます。特に、管理する面積が広い割に人口の少ない山間地区には交付金を手厚くします。
- ・人口減少が著しい山間地区の将来のあり方について、村と区で協働して検討・研究を進めます。

(2) 村民参画の充実

① 自らつくる地域づくり活動の支援

- ・自らつくる地域づくり事業交付金等の交付を通じ、村民が自ら取り組む自主的な地域づくり活動への支援を行います。

② 村民参画の推進

- ・諸事業の企画・計画立案段階から可能な限り村民の参画を推進するとともに、コミュニティの中心を担う人材の育成を図ります。
- ・若者、社会の中核を担う壮年層が地域活動や今後の地域づくりに向けた活動等に加わりやすい環境を整備し、参画を促します。

③ 交流活動の支援

- ・村民の視野や価値観を広げるため、村民の村内外の人・グループとの交流活動を支援します。

(3) 広報・広聴活動の充実

① 広報活動、情報公開の充実

- ・行政への住民参加を促すため、施策の推進状況を迅速かつ的確に伝えられるよう、ホームページ、SNS等の多様な媒体による情報の提供を図ります。
- ・利用者の利便性を考慮した新たな情報ツールの活用に取り組み、素早く正確な情報の提供に努めます。

② 広聴活動の充実

- ・村政に関する意見・提案・要望を的確に把握し、施策に反映させるため、パブリックコメントや住民の意見と直接的に接することのできる機会（「村長としゃべらまい会」等）などの広聴活動の充実を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
自らつくる地域づくり事業 交付金件数	件	6	5	10
村と住民の意見交換会議等 参加者数	人	621 (24回開催)	225 (10回開催)	500 (20回開催)

(資料：総務課)

住民の協力と役割

- 地域の行事や地域づくり活動に積極的に参加し、住民の手によるむらづくりを推進しましょう。
- 住民同士で協力し、住みよい地域づくりを推進しましょう。
- 女性や若い人は、仲間を誘い合い、地域や村の事業に参加しましょう。

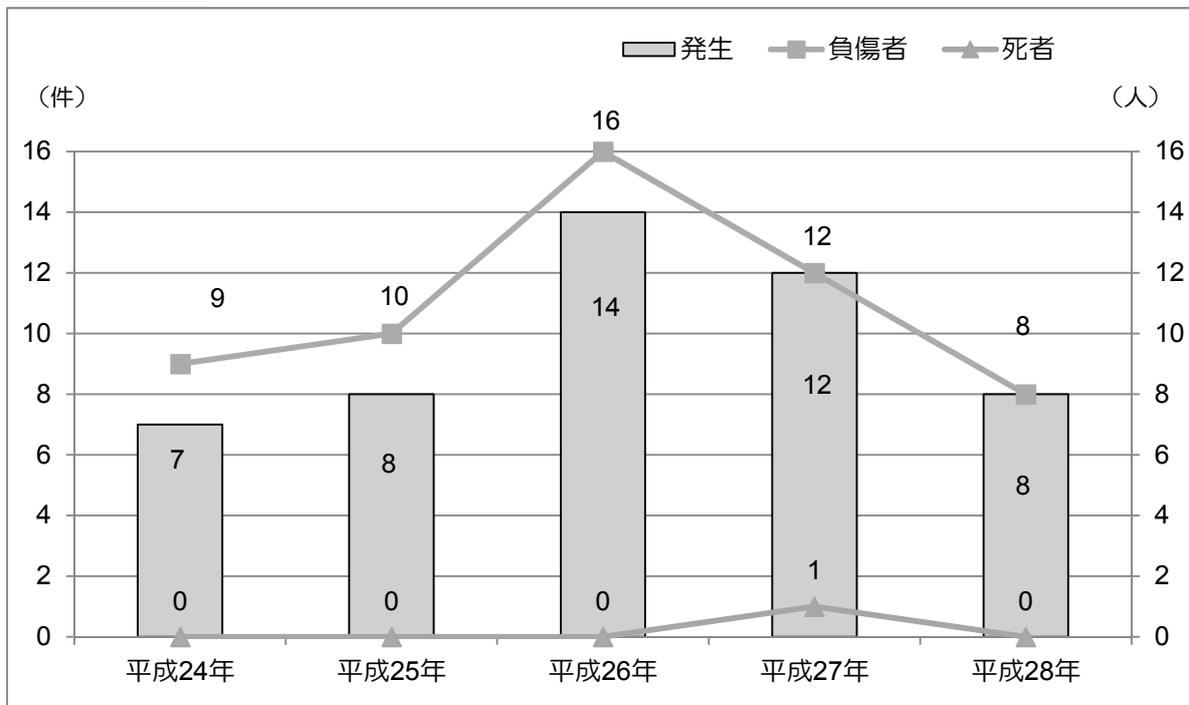


第3節 交通安全対策

現状と課題

- 交通事故ゼロを目標に、関係機関や団体等と協力し各種交通安全対策が実施されていますが、依然として交通事故は発生しています。このため、村内における交通事故を未然に防止するため、飲酒運転などの悪質な交通違反の抑止啓発や、高齢ドライバーによる事故の抑止啓発、交通弱者である高齢者や子どもの交通事故防止啓発などの交通安全対策は今後も重要になってきます。
- 交通事故の防止は村・交通安全協会・小中学校・保育園・団体及び村民一人ひとりの協力が必要であるため、さらなる効果的な交通安全教育、交通安全運動を推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設等の整備を計画的に推進する必要があります。

交通事故発生状況



(資料：長野県警察交通統計)

施策の展開

(1) 交通安全意識の高揚

①交通安全教育の推進

- ・ 幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。
- ・ 飲酒運転撲滅に向けて意識の高揚を図ります。

②交通安全運動の推進

- ・ 村・交通安全協会・住民が一体となった交通安全運動を推進します。

(2) 道路交通環境の整備

①交通安全施設等の整備

- ・ 交通標識・交差点改良・ガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。
- ・ 信号機・横断歩道などの設置について、県関係機関へ積極的な要望を行います。

②危険箇所の改善

- ・ 落石や倒木等の危険箇所の改善を図ります。

(3) 交通安全協会の活動の充実

- ・ 村交通安全協会が安定した活動を行えるよう支援します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
村内の交通事故 件数	件	9	8	0
交通安全教室 実施数	回	4	4	4
交通安全運動 実施数	回	4	4	4

(資料：総務課)

住民の協力と役割

- 交通ルールと交通マナーを守りましょう。
- 家庭内や地域で交通安全について話し合い、交通事故防止を推進しましょう。
- 交通安全講習会等に積極的に参加し、学習を深めましょう。
- 道路交通の妨害となるような不法占用等の行為は行わないようにしましょう。
- 交通事故防止活動の重要性を認識し、指導者の育成に努めましょう。

第4節 消防組織対策

現状と課題

- 本村の常備消防については、飯田地区広域消防組合に加入し、飯田下伊那の市町村とともに常備消防の強化を図っています。また、村の消防団が非常備消防として活動しています。
- 本村の消防団の現体制は3分団、総員140名で組織が編成されていますが、新入団対象者数の減少等により、団員の確保が困難になってきています。
- 消防団員は、私生活の抑制を受けながらも、団員としての使命を認識し、地域住民の生命財産を守るため努力しています。このため、団員の待遇改善や福祉の向上を図る必要があります。
- 団員の村外勤務者の増加により、昼間の緊急出動体制に支障が生じてきています。そのため、現在6地区に自主防災組織²を組織し、初期消火等を実施できる体制を整えています。
- 「火災は人災」といわれ、火災を未然に防止するためには村民の防火意識の高揚を図ることが最も重要となります。

火災発生状況

(単位：件)

区分/年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	4	4	6	2	4
建物	0	1	1	0	2
林野	1	0	2	1	1
車両	1	1	0	0	1
その他	2	2	3	1	0

(資料：南信州広域連合)

消防施設状況

区分/年度	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
分団数	分団	3	3	3	3	3
団員数	人	174	175	160	152	140
女性団員数	人	7	9	11	12	12
消防自動車	台	0	0	0	0	0
可搬動力ポンプ	台	13	13	13	12	12
動力ポンプ積載車	台	13	13	13	12	12
消火栓数	基	357	357	359	361	362
防火水槽	基	97	97	97	99	100
自主防災組織数	団体	2	4	5	6	6

(資料：総務課、消防防災・震災対策現況調査)

² 自主防災組織

主に区・自治会等が主体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

施策の展開

(1) 火災予防の推進

① 防火意識の高揚

- ・自分の生命・財産及び郷土は自分たちで守るという、防火意識の高揚を図るとともに、地域を守る自主消防組織の整備育成を推進します。

(2) 消防体制の充実

① 消防団体制の整備

- ・消防団員 180 名体制を目指し、団員確保を行います。
- ・団員の確保に向けて、団・地域が一体となった勧誘制度を確立するとともに、村民の協力意識の高揚を図ります。
- ・消防団員の待遇改善・福利の充実について検討・研究を進めます。
- ・団員の負担軽減に配慮しつつ、訓練内容の精査を行います。
- ・女性団員の加入を推進します。

② 消防施設の充実

- ・機具機材の更新、防火水槽等の拡充を年次的に行います。

③ 防災組織の強化

- ・昼間の緊急出動体制の充実を図るため、各地区自主防災組織や役場消防班との連携を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
消防団団員数	人	174	140	180

(資料：総務課)

住民の協力と役割

- 消防団に対する理解を深め、団員の確保に協力しましょう。
- 消防水利施設の管理を積極的に行いましょう。
- 自助・共助・公助の必要性を理解し、地域で助け合う体制をつくりましょう。
- 家庭内で防火について話し合い、意識の高揚を図りましょう。

第5節 防災対策

現状と課題

- 災害対策基本法に基づいて策定された豊丘村地域防災計画は、社会構造の変化や地域の実情にあわせ随時見直しが必要です。また、計画のみならず災害時の行動マニュアルや災害弱者への対策など、必要な行動が簡易的に確認できる媒体の作成が必要です。
- 昨今では地震や自然災害が多発しているため、住宅の耐震化など防災に対する村民の関心は高まっていると思われます。災害に強い地域社会を形成すべく、さらなる防災意識の高揚や自主防災組織の充実を図る必要があります。
- 防災行政無線や衛星携帯電話などを使用した非常時の伝達訓練を各地区と定期的に行う必要があります。

施策の展開

(1) 地域防災計画の拡充

- ・ 豊丘村地域防災計画の住民への周知を行い、計画に沿った安全の確保と対策・体制等の確立を図ります。また、毎年の内容を検討し、必要によって修正を加え、常に有効な防災業務の遂行を図ります。

(2) 防災活動の充実

① 防災意識の高揚と防災組織の充実

- ・ 自分の生命・財産及び郷土は自分たちで守るという、防災意識を向上させ、自主防災組織の充実を図ります。

(3) 防災基盤の整備

① 防災施設・備品の整備

- ・ 災害時に迅速な対応ができるよう、非常用食料や生活必需品等の備蓄を計画的に行います。

② 防災情報網の整備

- ・ 防災行政無線や衛星携帯電話の活用体制の確立を図ります。

(4) 防災体制の強化

① 災害弱者への支援

- ・ 災害弱者対策として、日頃から災害弱者の情報把握を行い、災害時に支援が行える体制づくりを進めます。

② 相互応援体制の充実

- ・ 近隣市町村との相互応援協定に加え、大規模災害に備えた遠隔地との相互応援協定の締結について検討します。

③ライフラインの確保

・上下水道・電気・通信などライフライン関係機関との連携を密にし、災害時の情報伝達、初動体制の強化を図るとともに、災害に強い施設整備の促進に努めます。また、管内企業との支援協定の締結を推進します。

(5) 住宅の耐震化の促進

①耐震診断の推進

・消防団の予防査察の際に補助制度の周知を行うなどの方法により住宅の耐震化を促す取組を行います。

・専門家（耐震診断士）による、既存住宅の地震に対する耐震診断（無料）を行います。

②耐震補強・改修の支援

・耐震診断の結果、耐震性が満たされていないと判定された住宅について、住宅の耐震改修（耐震補強または現地建替え）工事費用の一部を補助します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
自主防災組織数	団体	2	6	9
災害時備蓄食料	食	6,888	9,580	9,580
相互応援協定締結数	件	30	36	40

（資料：総務課）

住民の協力と役割

- いざという時の心構えについて家族で話し合い、皆で災害に対する備えをしましょう。
- 自助・共助・公助の必要性を認識し、地域で助け合う体制をつくりましょう。
- 各地区で実施する防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 自宅にある家具の転倒防止対策を行いましょう。

第6節 防犯対策

現状と課題

- 近年、社会環境の変化に伴い、犯罪は悪質・巧妙化するとともに、広域化・スピード化しています。また、犯罪の低年齢化や凶悪化などが社会問題になっています。
- 振り込め詐欺や、未公開株・社債等財産に関わる特殊詐欺被害が急増するなど、財産を騙し取ろうとする犯罪が増えています。
- これら犯罪を防止するためには、村民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域における目配り・声かけなどや関係機関との連携による防犯活動の充実を図ることが必要となっています。

施策の展開

(1) 防犯対策の充実

①防犯体制の強化

- ・ 地域社会の連帯をより一層強め、犯罪の未然防止や防犯体制の強化を図ります。
- ・ 豊丘村安全むらづくり会議を主体として情報交換・連携強化を図り、迅速な対応の実施体制を維持します。

②防犯活動の推進

- ・ 挨拶を励行し、明るい家庭やつながりのある地域社会の実現を目指します。
- ・ 青色回転灯装備車両（通称：青パト）による自主防犯パトロール活動や、安全パトロールボランティア、警察ボランティア協会、青少年健全育成協議会等の積極的活動を推進します。

③街路灯・防犯灯の整備

- ・ 街路灯・防犯灯の整備拡充を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
街路灯設置数	基	423	432	440
防犯灯設置数	基	296	364	420

（資料：総務課）

住民の協力と役割

- 防犯に関心を持ち、住民同士が団結することで犯罪を起こさせない地域づくりを推進しましょう。
- 挨拶を交わし、明るい家庭づくりを推進しましょう。
- 悪質な訪問販売等には毅然とした態度で臨みましょう。
- 暴力暴走行為を追放しましょう。

第4章

誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり

第1節 地域福祉の充実

第2節 高齢者福祉の充実

第3節 障がい者福祉の充実

第4節 児童福祉・子育て支援

第5節 医療・健康づくり対策

第1節 地域福祉の充実

現状と課題

- 少子高齢化の進行や、家族形態の変化に伴う家庭機能の低下などを背景に、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなか、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、思いやりと助け合いの心を育むために、村・社会福祉協議会・民生児童委員・学校・各種団体が連携して啓発活動を推進し、総合的な地域福祉の向上を図ることが求められています。
- 社会福祉協議会・民生児童委員・村内福祉団体・ボランティアセンターなどを中心に、豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、身近な助け合いやコミュニティ活動・ボランティア活動が促進されるなど、地域福祉活動が取り組まれています。
- 今後も、地域福祉の推進主体となる社会福祉協議会・民生児童委員への支援と協力を通じ、村民への意識の啓発やボランティアの育成を図ることが必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、村民の福祉意識の醸成と主体的な支え合いや見守りの活動を支援するとともに、各種団体が連携したネットワークづくりの充実を図ることで、「福祉のむらづくり」を実現することが必要です。
- 働き方や社会状況が複雑化し、人間関係も多様化する中で、生きづらさから自宅に閉じこもりその状態が長期化することを社会の問題としてとらえ、個人の実態に即した対策が求められています。

施策の展開

地域福祉に対する村民意識の啓発を図るとともに、福祉関係団体、NPO 等の自主的な活動が活性化するように、各種団体の育成・支援に努めます。

(1) 地域福祉の推進

①地域福祉意識の醸成と活動の促進

- ・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて、福祉意識の醸成に努めます。
- ・ボランティアの体験教室や養成講座等の開催など、社会福祉協議会や各種関係団体と連携し、ボランティアの発掘や育成、資質向上を図ります。

②地域福祉活動団体等への支援と連携強化

- ・地域における福祉活動を推進するため、中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体・NPO の育成・支援を図ります。

③地域福祉推進体制の充実

- ・だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できる体制づくりに取り組むとともに、活動の拠点となるボランティアセンター活動の活性化に努めます。
- ・地域で支援を必要としている人に対して、一人ひとりの状況に応じた相談支援を提供する福祉全般の相談窓口を充実するとともに、自治会や民生児童委員、ボランティアなどとの連携による総合的なサポート体制を促進します。

- ・だれもが社会の中でその人らしく活動できるよう、個人の状況に応じた専門的相談窓口（心理相談・就業相談・福祉制度の運用等）の周知に努め、適切な支援につなげます。
- ・地域福祉の推進に欠かせない民生児童委員活動の充実を図り、社会福祉協議会と連携し中核的な役割を担います。

（2）交通弱者への交通確保

- ・高齢者や障がい者などの交通弱者に対して、福祉タクシー制度などの交通手段の確保を継続します。福祉タクシーについては、利用者の利便性を高めるため、平成28年度に700円で利用できるエリアを拡大しました。今後もより良い制度への改善に努めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
ボランティアセンター登録者数	人	20	88	120
民生児童委員相談・支援件数	件	440	232	300
社会福祉協議会会員数	人	2,050	1,971	2,100
福祉タクシー利用件数	件	13,590	12,850	13,500

（資料：健康福祉課）

住民の協力と役割

- 家庭でのしつけや教育で、思いやりや助け合いの心を持てる子どもに育てましょう。
- 地域ぐるみで福祉への関心と理解を深めましょう。
- 社会福祉協議会の各種事業を大いに利用し、積極的に参加しましょう。
- 地域福祉の向上のため地区の民生児童委員の活動に協力しましょう。
- 福祉タクシーは制度の目的に応じて節度ある利用を心がけましょう。

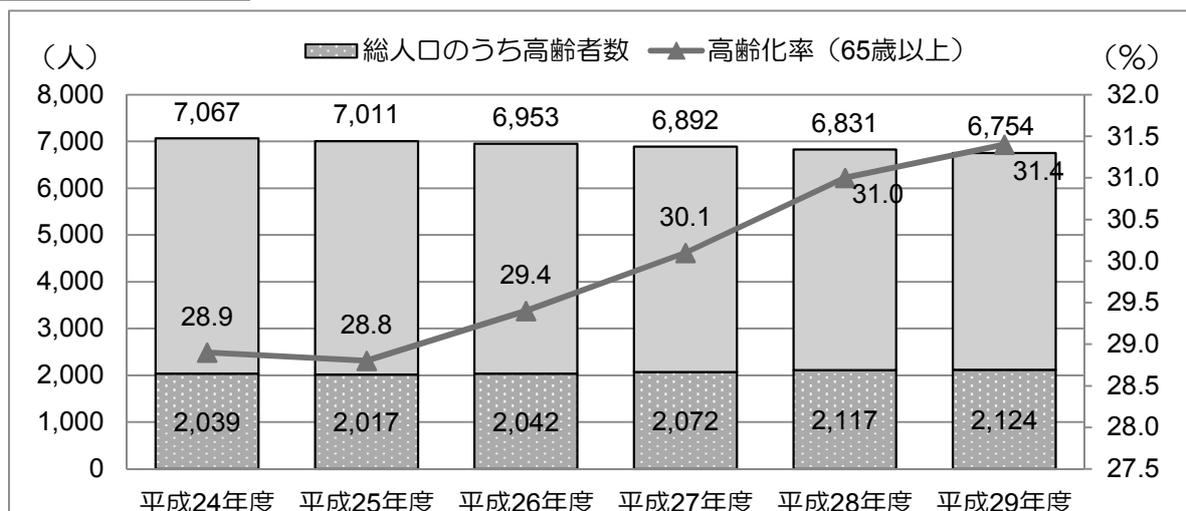
第2節 高齢者福祉の充実

現状と課題

【高齢者福祉】

- 平成29年度時点で村の高齢化率（65歳以上人口）は31.4%（住民基本台帳ベース）ですが、高齢化の進展とともに、健康で元気な高齢者も年々増加しています。特に山間地区では高齢化率が45%を超え、高齢者のみの世帯も多くなっています。
- 現代の高齢者は、健康づくりや社会への貢献、生きがい対策などの理由により、地域や社会へ高い参加意欲を持っています。
- そのため、高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能等を生かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる長寿社会を築くため、保健・医療・福祉の連携を図りながら、きめ細かな在宅福祉サービスの提供や地域包括ケアシステム^{*1}の構築が必要となっています。

高齢者数と高齢化率



(資料：住民基本台帳)

【介護・介護予防】

- 介護保険制度施行直後の平成12年度から介護給付費は年々増大し、1号被保険者の介護保険料も第5期では第1期の2.2倍になっています。
- 65歳以上人口に対する重度（要介護3～5）要介護認定率は、平成27年度10.0%、28年度9.0%を占めています。
- 重症化は介護者の負担も大きくなることから、介護者に対する支援も必要となってきます。
- 今後は、介護保険制度の円滑な運営に努め、制度の理解を図り並行して介護予防にも一層力を入れる必要があります。
- 平成26年に地域密着型特別養護老人ホームが村内に開所し、特別養護老人ホーム待機者は20数名から10数名へ減少しました。

¹ 地域包括ケアシステム

30分以内で駆けつけられる圏域で予防から要介護状態まで切れ目のない一貫したサービスを行う体制。

介護保険認定者数

区分/年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認定者数（人）	386	382	367	369	343

(資料：健康福祉課)

施策の展開

(1) 高齢者福祉の充実

3年毎に見直している「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」に基づいて、予防から要介護者まで住み慣れた地域で暮らしていただけるような高齢者福祉の充実に努めます。

①地域包括ケア体制の構築

- ・ケア会議や関係機関との連絡会等の場で、保健・医療・福祉の連携により、ニーズの把握やケース検討を行い、適切なサービスを提供できるよう努めます。

②人材の育成と資質の向上

- ・保健福祉サービスの充実を図るため、行政における社会福祉士等の人材の確保や地域のボランティアの養成を推進するとともに、研修による各自のレベルアップを図ります。

③相談・情報提供体制の充実

- ・地域包括支援センター²は、豊丘村社会福祉協議会と連携し、高齢者の実態やニーズの把握、在宅介護に関する総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整機能などの充実に努めます。

④認知症に対する支援

- ・認知症や介護している家族に対する理解を深め認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めるとともに、認知症に関して早期から相談できる体制を確立します。

⑤高齢者の権利擁護

- ・高齢者の財産や権利を守り、安心した生活が送れるよう権利擁護制度を周知します。

⑥自立支援・日常生活支援の充実

- ・要介護を防止するための介護予防事業や、自立した生活を支援するための生活支援事業の充実を図ります。
- ・高齢者が自立した生活を送るための住まいのあり方について研究を進めます。

(2) 介護サービスの充実と介護予防の促進

- ・村民の健康を維持し、増大する介護負担の軽減と介護保険料負担の増大を抑制するためにより身近な地域を拠点に介護予防事業を総合的に行うとともに、個人の特性を考慮した施策を行い、第1号被保険者介護保険料の抑制に努めます。また、事業の見直しと評価を継続的に実施していきます。

- ・住み慣れた地域で可能な限り生活できる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

- ・介護保険サービスの必要量を確認し、対象者のニーズに合ったサービスの利用につなげます。

² 地域包括支援センター

介護保険の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、地域ケア支援など、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する拠点。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
重度要介護（要介護3～5）認定率	%	9.0	9.0	7.6
高齢者1人当たりの介護 給付費用	円	368,492	341,560	310,000
総合相談の相談件数	件	148	155	180
高齢化率（住民基本台帳ベース）	%	29.3	31.4	33.0
介護給付（介護予防給付）費	億円	7.2	6.94	7.6
地域支援事業費	億円	0.23	0.47	0.5

（資料：健康福祉課）

住民の協力と役割

- 自分の体力にあったスポーツに取り組みましょう。
- 体力に応じた仕事を続けたり、趣味に取組んだり、公民館学習会や世代間交流の場へ積極的に参加するなど生きがいを持って生活しましょう。
- 高齢者クラブ・地区ミニデイサービス・サロンなど、各種の事業や行事に参加しましょう。
- 老人大学やシニアリーダー実践講座に積極的に参加しましょう。
- 近所の高齢者世帯や一人暮らし世帯に対して、地域ぐるみの交流や援助を進めましょう。
- 高齢者の介護を社会全体で支えあう介護保険制度の主旨や目的をよく理解しましょう。
- 日頃から、要介護状態にならないための予防、自衛に努めましょう。
- 高齢者の在宅介護などに関する相談は、地域包括支援センターを積極的に利用しましょう。
- 認知症サポーター養成講座に積極的に参加し、認知症への理解を深めましょう。
- 普段から高齢者への声かけを行うなど見守り活動に参加し、認知症高齢者の徘徊などによる捜索に積極的に協力しましょう。

第3節 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化等により大きく変化してきています。平成 18 年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が施行され、それまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。さらに、平成 25 年度からは障害者自立支援法が一部改正し、「障害者総合支援法」として新たな障がい福祉施策が実施されていますが、現在のところ大きな混乱もなく推移しています。また、平成 30 年度から、新たな障がい福祉サービスの追加も予定されていますが、これに関しては、今後の国等の動向を注視していく必要があります。
- 本村ではこれまで、関係機関と連携しながら、障がい者に対する各種の相談、経済的支援をはじめ、障害者総合支援法等による福祉サービス、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるむらづくりを目指して、多様な施策を推進してきました。
- しかし、障がい者数は高齢化の進行とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。
- このため、障害者総合支援法の動向とそれに伴う各種制度の改正を踏まえ、障がい福祉計画等に基づき、ノーマライゼーション³の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくり等、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

³ ノーマライゼーション

障がい者も健常者も、高齢者も若者もすべての人々が等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重しながら普通に生活し、活動することが本来社会のあるべき姿であるという考え方のこと。

施策の展開

(1) 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

①障がい者にやさしいむらづくりの推進

・誰からも障がいについて十分な理解が得られるよう、ノーマライゼーションの理念や様々な障がい特性の啓発に努めます。また、緊急時や災害に備えた防災体制を整備し、障がい者にやさしいむらづくりを進めます。

②自立と社会参加への支援

・障がいの状況に応じた保育・教育の充実を図るとともに、雇用の場の拡大や就労支援策の充実、スポーツやレクリエーション活動への参加促進を通じて、自立と社会参加への支援を進めます。

③地域での生活支援の充実

・住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、障がいの早期発見や医療・リハビリテーション、一人ひとりの障がいの種類や程度に対応した福祉サービスや外出支援、日中活動の場の整備など、地域での生活を支える支援の充実を図ります。

④情報提供と権利擁護の推進

・障がいの特性に応じた情報提供や、相談支援事業所と連携した総合的な相談体制の充実を図るとともに、日常生活を安心して送れるよう障がい者の権利擁護の推進に努めます。また、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障がいのある人に対する虐待の防止及び、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利の擁護のために必要な援助を行います。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
ホームヘルプ等在宅サービス利用者数	人	11	12	20
通所施設利用者数	人	27	21	40
相談支援件数	件	260	285	300

(資料：健康福祉課)

住民の協力と役割

○障がい者に対する理解を深め、障がい者が地域のなかで当たり前の生活ができる環境づくりに努めましょう。

○障がい者とのふれあいや交流を地域で促進しましょう。

○障がい者自身も積極的に社会活動や地域活動への参加を心がけましょう。

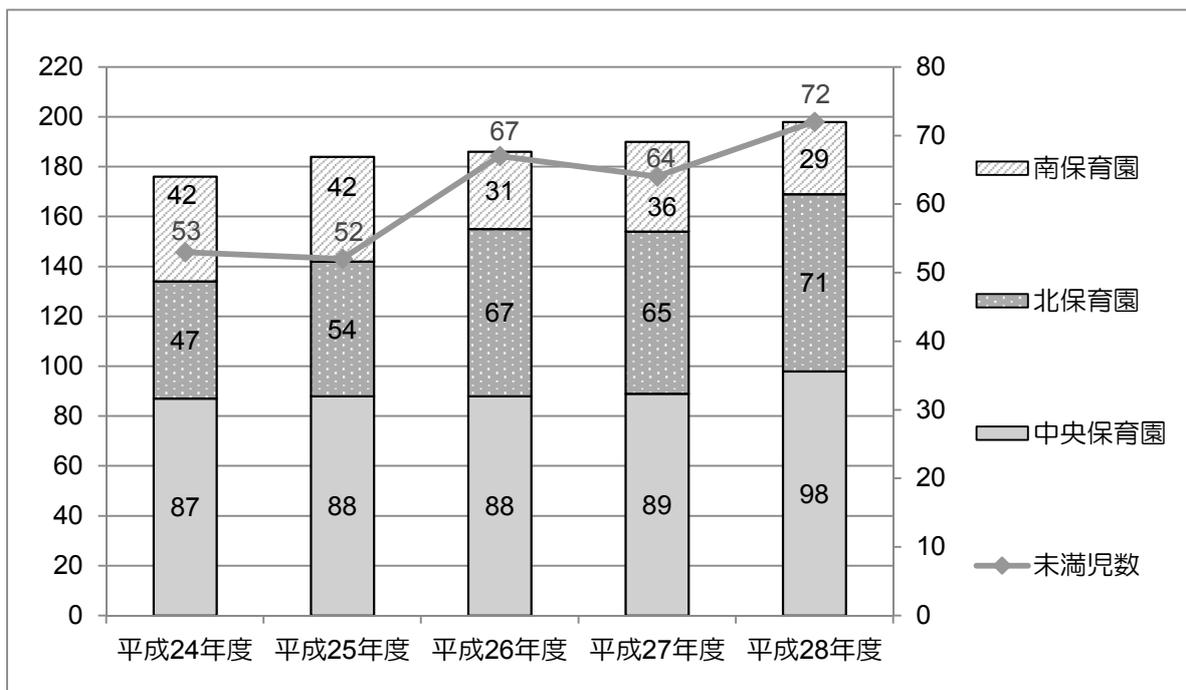
第4節 児童福祉・子育て支援

現状と課題

- わが国では、出生率低下による少子化が進んでおり、今後も出生数の減少が懸念されています。本村においても、核家族化や共働き家庭の増加等、働き方や生活スタイルの変化により、子育て支援を必要とする家庭は年々増加傾向にあります。
- 本村ではこれまで、子育て家庭を村全体で支援していく「子育てにやさしい村」を目指し、保育サービスの充実を図るとともに、平成23年度からは飯田市との定住自立圏形成協定により、病気のため保育園で対応できない子どもを保育する病児・病後児保育、平成24年4月から夜間・休日に保育する子育て短期支援事業を始め、平成27年1月からは保健センター内に子育て支援センター施設を整備し、子育て世代の集いの場づくり、育児相談や情報提供に努めてきました。また、児童の放課後等の居場所づくりや過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援等、各種の子育て支援施策を推進しています。
- 子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化等に対応するため、平成27年10月より臨床心理士を配置して相談体制を整えてきました。
- 今後も、子育て支援センター・保育園・学校のネットワークの強化、連携を密にして、関係機関、団体が一体となって、家庭や地域の子育てを支えるための施策を積極的に推進していくことが必要です。
- 青少年を取り巻く有害な環境が多様化している中、地域と教育機関が連携して青少年健全育成に取り組むことが必要です。

保育園園児数・未満児保育人数の推移

(単位：人)



(資料：子ども課)

施策の展開

誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備・充実を図るとともに、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育つことができるような安心・安全な環境づくりに努めます。

(1) 子育て支援の充実

① 保育サービスの充実

- ・村として責任を持って保育園を運営していきます。
- ・特別保育等、多様化する保育ニーズに対応した保育の充実や施設等、保育環境の改善に努めます。

② 子育て家庭への支援

- ・親が子育てに喜びを感じることができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくり、子育てに必要な知識や育児法を学ぶ機会を作る等、子育て環境の整備に努めます。また、放課後児童クラブについて受け入れの拡大を図るなど、その充実に努めます。

③ 相談・援助体制の充実

- ・一貫した支援体制で相談援助の取組を図ります。
- ・子育て支援センターを拠点にして、育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て相談や交流、情報の提供等、援助体制の充実に努めます。
- ・保健師による新生児訪問、情報を受け継いでの子育て支援員による訪問・相談を実施します。

(2) 児童福祉の充実

① 要保護児童⁴等への対応の推進

- ・関係機関・児童養護施設「慈恵園」との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。

(3) 青少年健全育成活動の推進

① 青少年健全育成組織の充実

- ・地域教育の場として、地区育成会の役割が重要になっており、地区育成会を校外活動の拠点として充実させていきます。

② 明るい地域づくり

- ・大人も子どももあいさつが自然に交わせるよう、学校・関係機関との連携をとり地域や家庭で取り組んでいきます。
- ・青少年健全育成団体との連携を図りながら、有害な環境の浄化のためのパトロールや、性被害の予防の取組支援、非行防止に努めます。

⁴ 要保護児童

児童福祉法第6条の3に定める「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童」

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
保育園児数	人	223	271	280
未満児保育人数	人	49	71	80
一時預かり保育 ⁵ 受け入れ人数 (延べ人数)	人	64	263	300
子育て支援センター利用者数 (延べ人数)	親子 (組)	1,007	6,373	6,500
地区育成会活動状況 (活動自治会数)	自治会	26	28	28

(資料：子ども課)

住民の協力と役割

- 児童が健やかに成長することができる環境づくりを推進しましょう。
- 近所で児童虐待を発見したら、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- 子どものしつけについて、今一度家庭での役割を確認し、保護者としての責任を認識しましょう。
- 家庭や地域でのあいさつを実践しましょう。
- 地区育成会活動に積極的に参加し、活動を盛り上げ、将来を担う青少年を地域ぐるみで見守り、育てましょう。
- 青少年の非行を見つけたら注意する勇気を誰もが持ちましょう。

⁵ 一時預かり保育

保育園を利用していない家庭で、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れの保護者のために一時的に児童を受け入れることで保護者が安心して子育てできる環境を整えるとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とした子育ての負担軽減支援。

第5節 医療・健康づくり対策

現状と課題

- 生活水準の向上や医療の進歩により人生 80 年の時代を迎えた今、生涯を通じて健やかで豊かな生活を送り健康寿命⁶の延伸のために健康づくりへの関心が高まっています。近年、がん・脳血管疾患・心疾患・循環器疾患など生活習慣病が増加し、これらの疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性が高まっています。また、社会構造の変化による心理的なストレスの高まりなどから心の病も増加傾向にあります。
- 村民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、「自分の健康は自分で守る」という自覚と責任のもと、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、この上にとって総合的な健康づくりを進める必要があります。
- 21 世紀における健康づくりの国の指針である健康日本 21 (第2次)では 21 世紀の日本を「急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、国民医療費に占める生活習慣病に係る割合が3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとすれば、疾病による負担が極めて大きな社会となる。」と捉え、生活習慣病の発症予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を進展させるよううたっています。
- この指針に照らすと本村においては次の点が挙げられます。

(1) 健康寿命と健康格差⁷

豊丘村は介護保険の認定率は県・国と比較して低い状況ですが、健康寿命は長いとは言えません。生活習慣病の重症化により要介護状態が長期化している人と予防に努めることで合併症もなく過ごせる人との格差も開きつつあり、健康格差の解消も大きな課題といえます。

(2) 生活習慣病の発症と重症化予防

村の国民健康保険特定健診受診率は H28 年度 61.9%と国の目標値 60%を達成しています。生活習慣病の予防・発見には健診受診によって自己の生活習慣を振り返ることが大切であり、さらなる受診率向上が課題です。

(3) 社会生活を営むために必要な身体機能の維持及び向上

幼少時からの遊びが変化し、筋・骨格等の発育に必要な運動量が少なくなっています。傾斜地での農作業などにより膝関節、股関節を痛める高齢者も多く、各ライフステージにおいて身体機能の維持向上が課題となっています。

(4) 健康を支え守るための社会環境の整備

健康は個人的なものです。現代社会では社会環境からの影響が大変大きく、社会全体で取り組む体制づくりが重要です。各年代で各個人が健康状態を把握できる健診の体制を準備すると

⁶ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁷ 健康格差

地域や経済状況の違いや集団における健康状態の格差。

もに、地域で健康学習に取り組める組織づくりも必要です。

(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

社会環境が多様化し、食生活、身体活動状況、就業状況、休養状況等生活習慣は個人によって大きく異なっています。社会・個人の生活の変化に伴って変化していく健康課題やニーズを把握し改善していくことが重要です。

(6) 必要な医療を受けられる環境整備

医療が必要となる疾患は多岐にわたるため、近隣市町村の医療機関利用を含めて必要な医療を受けられる環境整備が重要です。

各種検診の受診率の推移

(単位：%)

区分/年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定健診	62.4	60.1	60.5	60.3	61.9
肺がん検診	10.1	11.3	11.9	11.1	11.5
胃がん検診	7.2	7.6	8.2	6.9	9.3
大腸がん検診	13.2	13.1	16.2	12.7	12.1
子宮がん検診	13.1	13.9	11.9	19.9	18.5
乳がん検診	13.0	10.1	14.8	24.8	20.9

(資料：健康福祉課)

死因別死亡者数の推移

(単位：人)

区分/年	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
悪性新生物（がん）	20	15	20	26	24
脳血管疾患	5	6	7	5	5
心疾患	15	15	14	10	9
肺炎・気管支炎	14	15	8	5	15
肝疾患	1	1	3	0	1
老衰	18	18	33	18	28
その他	28	22	18	11	18
総死亡数	101	92	103	75	100

(資料：健康福祉課)

施策の展開

(1) 健康寿命の延伸と生活習慣病予防

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小

居住する地域や、加入する医療保険に関わらず、発症予防・重症化予防ができるよう、地域ぐるみ、家族ぐるみの健康づくりを推進します。

②生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん、循環器疾患、脳血管疾患および COPD（慢性閉塞性肺疾患）の発症予防と症状の進展などの重症化予防に重点を置き、検診受診勧奨や保健指導等の対策を推進します。

(2) 健康づくりの推進

①身体機能の維持及び向上への取組

乳幼児期から高齢期までのすべてのライフステージにおいて、身体機能の維持及び向上に取り組みます。特に乳幼児期から成長期は「早寝・早起き・朝ごはん」を中心に据えた生活リズムの確立を目指し、すべての子どもたちが健やかに成長発達できるよう働きかけます。

②健康を支え守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、村民が将来的に健康増進に取り組めるよう総合的に支援していく環境の整備に取り組みます。また、各自自治会の健康推進員を中心に、地域全体で健康増進に取り組みます。

③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

対象ごとの特性やニーズ、健康課題の十分な把握を行います。

(3) 医療受診のための環境整備

必要な医療を受けるためには、村内はもとより近隣市町村の医療機関の利用が不可欠です。高齢者や障がい者などの交通弱者に対しては、福祉タクシー制度の有効利用による受診を勧めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
特定健診受診率	%	57.8	61.9	65
各種がん検診受診率	%	6.0~20.1	9.3~20.9	~30
特定保健指導率	%	63.3	75.3	85
地区健康学習会	地区	該当なし	48	55

(資料：健康福祉課)

住民の協力と役割

- 自分の健康は自分で守りましょう。
- 積極的に各種検診を受診しましょう。
- 健康の大切さについて理解を深め、家庭で積極的に健康づくりを進めましょう。

第5章

ふるさと
故郷を愛し輝く未来を
拓く心豊かな人づくり

第1節 人権教育の推進

第2節 学校教育の充実

第3節 社会教育の充実

第4節 スポーツ振興

第5節 文化財保護と

地域文化の振興

第1節 人権教育の推進

現状と課題

- 私たちの周りには様々な人権問題が存在し、不当な差別に苦しんでいる人がいます。「人権」と一言と言っても幅が広く、学習会や研修会で学ぶ機会がありますが、多くの村民が人権について正しい理解を得るためには、行政や学校の人権教育と連携をとり、差別のない明るい社会に暮らせるよう、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 社会の多くの面で、いまだに固定的な性別役割分担意識や女性の能力や適性についての偏見が根強く残っており、女性の主体的な活動の妨げとなっています。男女が対等な社会の構成員として、共に責任を分かち合いながら、あらゆる活動に参画する機会が確保された男女共同参画¹社会を実現するため、意識の改革や環境づくりが課題となっています。

施策の展開

(1) 人権尊重意識の高揚

社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくために、学習会や研修会への参加の呼びかけ、啓発資料を配布します。また、学校教育とも連携をとり、様々な方法で人権意識の高揚に努めます。

(2) 男女共同参画意識の高揚

①教育と啓発活動の推進

- ・性別による役割分担意識に基づく社会システムや価値観を見直し、男女がお互いに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野における教育・啓発活動の推進を図ります。

- ・男女共同参画社会構築に向けた運動を、子育て支援活動・人権教育と合わせ積極的に展開します。

②地域づくりの推進

- ・古い慣習にとらわれることなく、誰もが地域づくりに参画できるための学習会・セミナーを開催します。

¹ 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会をもつことにより、均等に利益を享受し、責任を負うこと。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
各種審議会 女性委員の比率	%	22.9	11.9	25.0
人権教育関係啓発講座開催数	回	6	7	10

(資料：教育委員会)

住民の協力と役割

- 人権問題学習会に積極的に参加し、正しい認識と理解を深めましょう。
- 誰もが性別による差別的な取扱いを受けない、男女の人権を尊重しましょう。
- あらゆる分野において、男女が対等な構成員として尊重し合い、責任を分かち合いましょう。
- いじめのない村づくりをしましょう。



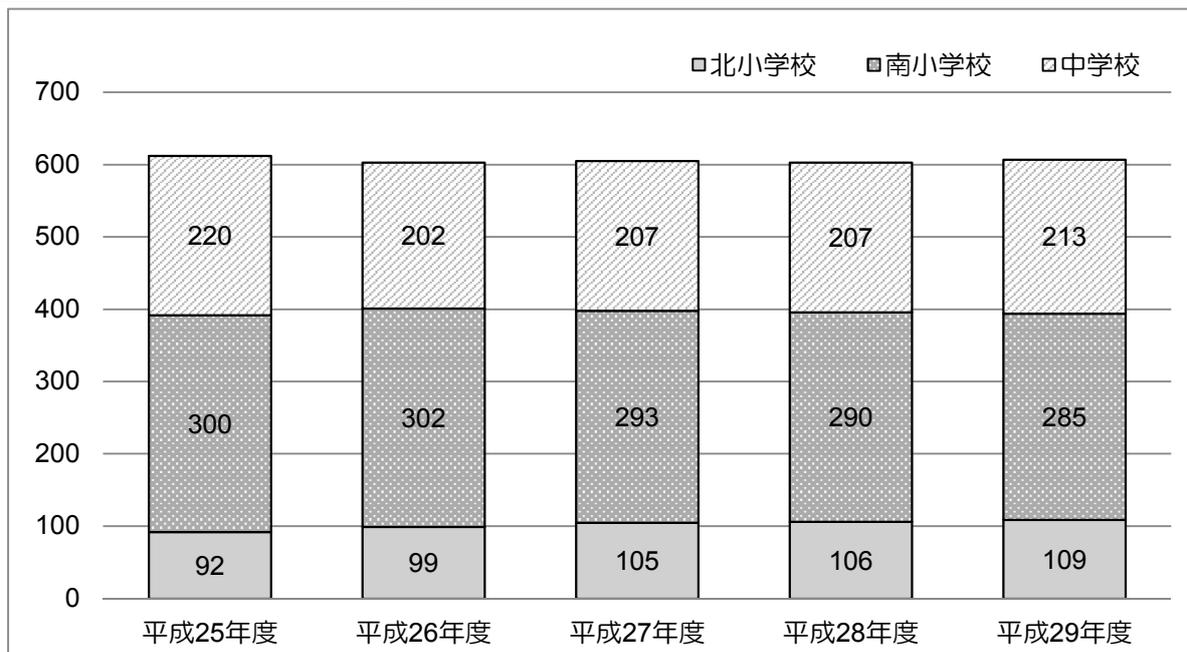
第2節 学校教育の充実

現状と課題

- 少子化に伴う児童生徒数の減少や家庭・地域社会の教育力の低下など、教育をめぐる環境が大きく変化する中、子どもたちの学力や体力の向上、規範意識や社会性のかん養、いじめや不登校児童生徒への対応、若者の自立に向けた取組など、教育改革への不断の努力が求められています。このような社会の変化や教育課題に的確に対応し、明日を担い、輝く未来を開く心豊かな人づくりを進めるためには、学校がその本来の機能を果たすとともに、家庭や地域の役割を明確にしながら社会全体で教育に取り組んだり、国籍や文化、個性の違いを認め合い共生できる社会の実現を図るなど新たな視点も取り入れていく必要があります。
- 豊かな自然に恵まれた郷土に愛着と誇りをもち、共に学びあっていく心豊かな人づくりが大切で、そのためには地域に根ざした特色ある学校づくりを行っていきます。
- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え主体的に判断・行動し、問題を解決できるような力を身につけていく教育が大切です。
- ものの命を大切にし、豊かな感性を育む教育とともに健康でたくましい心と体を作る教育が求められています。
- 確かな教育ビジョンをもち、あふれる情熱と豊かな感性をもち、専門性を高め、自己研鑽に励む力量ある教師を育成することが課題です。
- 「地域の子どもは地域で育てる」を理念とし、学校、家庭、地域が連携して教育に当たっていくことが大切です。
- 常に全県下の広域的な取組についても十分に視野に入れながら、さらなる学校教育の充実を図っていく必要があります。

小中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)



(資料：学校教育基本調査)

施策の展開

(1) 学校教育の充実

① 生きる力を育む教育の推進

基礎・基本を大切にしながら生きる力の育成を重視し、学習指導要領に基づいて社会変化に柔軟に対応できる能力や知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成を目指します。その中で、わかる授業を創造し、楽しい学校づくりに努めるとともに、特別支援教育にも力を入れます。

② 地域に根ざした教育の推進

村をとりまく社会・自然条件や、歴史的資源、将来構想等の地域教材を積極的に活用して、郷土に愛着と誇りを持ち、地域の次代を担う子どもたちを育てます。

③ 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域がPTA・地区育成会活動等を通して連携し、学校評価^{*2}などを活用しながら信頼される学校づくりを進めていきます。家庭学習の充実にも力を入れます。

④ 健やかな心身を育む教育の推進

児童生徒の健やかな成長を図るため健康教育や自然体験活動、読書活動、スポーツ活動や心のケアを充実させ、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。特に元気にあいさつのできる子どもの育成に取り組みます。

⑤ 時代に対応した教育の推進

子どもたちが、社会人として自立していく基礎となる力を育てるためのキャリア教育や時代の変化に適切に対応できる情報処理能力の習得や国際理解教育、環境教育など、時代に対応した教育を推進します。

(2) 全県下広域的な取組への対応

① 信州に根ざし世界に通じる人材の育成

信州ならではの教育を通じて、信州に根ざした確かなアイデンティティと世界に通じる広い視野と資質・能力を備えた子どもたちを育てます。

② 未来の学校！新しい学校の創造

社会の変化に対応した教員の質、カリキュラムや教材の質、教授法と生徒の意欲や人生で役立つ教育等の質の高い学校教育を実現するための新しい学校のあり方を検討するとともに、未来の学校の実現に向けた「授業改革」「教員の働き方改革」等を推進します。

² 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

③ 全ての子どもたちが良質で多様な学びを享受

様々な困難を抱える子どもたちが希望を失わずに成長し、共に活躍できる社会を実現するため、多様な成長過程に対応できる学校づくりと学びの場の充実、ダイバシティマネジメント³の構築を目指します。

④ 「共知・共創」の学びの環境づくり

多様な人々との学び合いにより、新しい社会的価値観をつくり出してしていく活動の活性化を推進します。

⑤ 豊かな暮らしと地域に活力を与えるスポーツの振興

スポーツが暮らしの中に根付く環境の整備や地域の活性化など、「スポーツの力による元気な豊丘村」を目指します。

(3) 学校環境の整備・充実

学校施設の長寿命化計画を策定するなど学校環境を整備・充実させます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
学校が楽しいと感じる子ども	%	97	97	100
授業が分かると思う子ども	%	96	96	100
元気にあいさつのできる子ども	%	89	89	100

(資料：教育委員会)

※項目：南北小学校で毎年全ての学年を対象に実施している学校教育に関するアンケート

住民の協力と役割

- 円満な家庭生活を通じ、子どもの発育に応じた適切な養育を行いましょう。
- 自ら教育問題や子育てについて学習を深めましょう。
- 親子のふれあいを大切にしましょう。
- 地域活動を通じて、子どもの教育にとってふさわしい地域環境を整備しましょう。

³ ダイバシティマネジメント

性別、年齢、国籍、障がいの有無といった個人の属性にかかわらず、多様な人材の能力や発想、価値観を融合することで、組織の活性化を図り、組織の基盤強化をする手法。

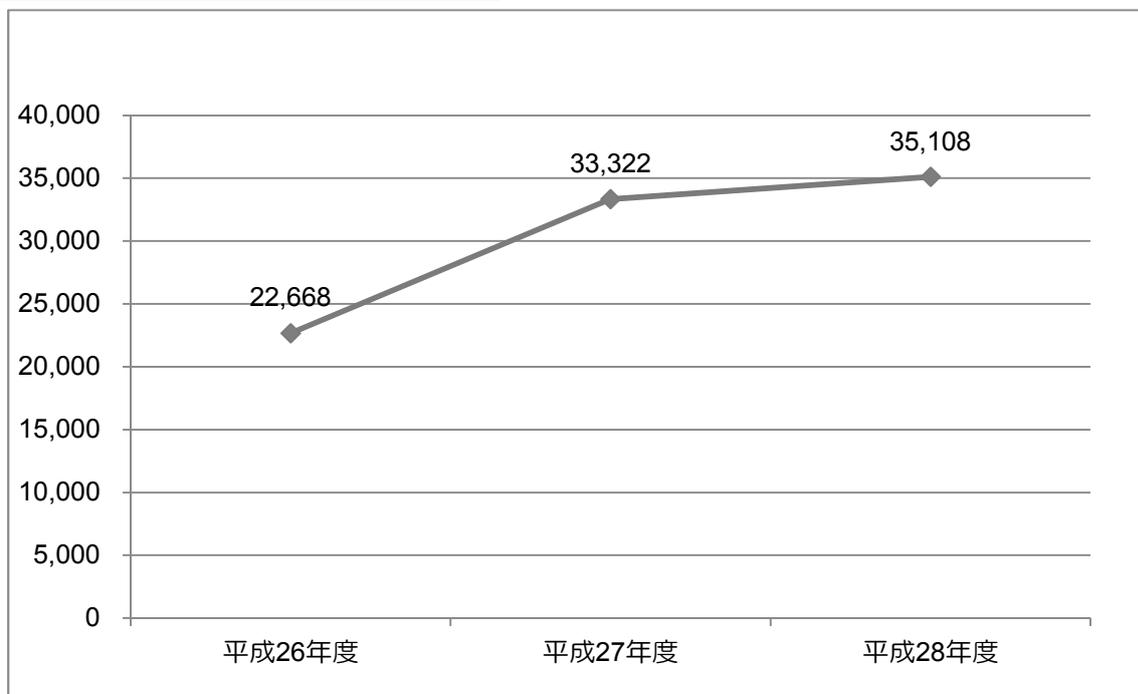
第3節 社会教育の充実

現状と課題

- 人生 80 年時代を迎え、また社会が複雑化したことにより、人々は社会生活を送っていく上で絶えず新たな知識・技術を習得していく必要性を強く感じています。豊かで充実した人生を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠となっており、学習することで新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験することもでき、生涯学習を通して人間性豊かな生活を求める意識が高まっています。
- 本村は、公民館が社会教育の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座・学級等を開催し多くの村民に活用されています。今後公民館の果たす役割はますます重要になり、村民の声を聞き、村民のニーズに合った学習の機会を提供するため、学習者の視点に立って生涯学習の振興に努めなくてはなりません。
- 全国に先駆けて村民運動として取り組んでいる「早寝早起き朝ごはん」は、生活リズム改善部会が中心となり“テレビを消して外遊び、ゲームをやめて本を読もう”をサブテーマに、幼児から児童生徒とその保護者の間に浸透しています。しかし、この運動の意義が村民に十分理解されていないことが同われ、この生活リズムの大切さをさらに広めていく必要があります。
- 小学4年生を対象にした通学合宿は、普段の生活とは異なる生活環境の中で、人間づくりや生活リズムの向上などを図れるよう、村・学校・PTA・児童養護施設慈恵園が連携し実施しています。学校や保護者の中でも「4年生になったら“通学合宿”」が定着してきています。

交流学習センターゆめあるて利用者数

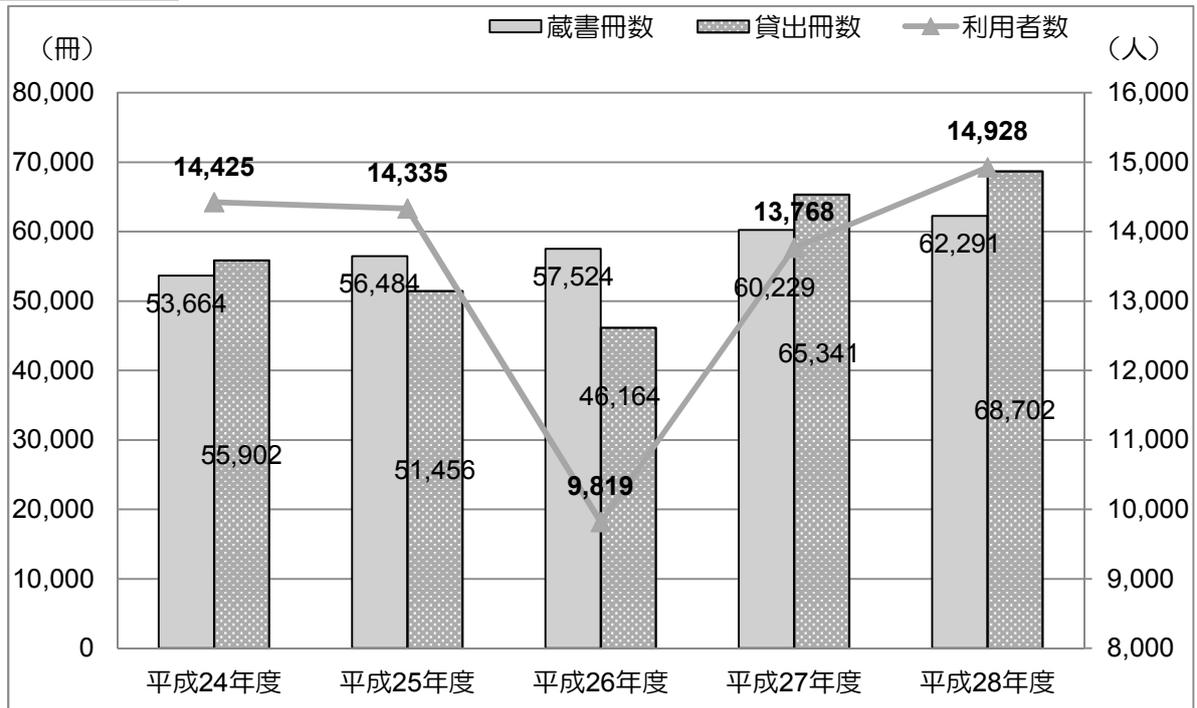
(単位：人)



(資料：教育委員会)

※福祉センターに代わり H26 年度から社会教育施設（交流学習センターゆめあるて・図書館）としてオープン

図書館利用状況



(資料：教育委員会)

施策の展開

(1) 学習機会の拡充

各種講座・教室の充実

- ・住民が必要とする年代に応じた講座や学級を計画的に開催します。
- ・幼児から小学生の親子を対象に、親子で体験する講座を提供し、様々な体験を通して感動や喜びを共有し親子のふれあい、参加者同士の親睦を図ります。

(2) 推進体制の整備

①生涯学習社会の確立

- ・幼児教育・学校教育・社会教育の連携及び融合を図り、欠如しつつある公德心教育をふくめ、生涯学習社会の確立を目指します。
- ・住民の生きがい活動を促進するため、情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- ・青壮年期を対象に学習意欲や社会参画の啓発に努めます。
- ・高齢者の生きがい対策と世代間交流事業を推進します。

②社会教育指導者の活用と育成

- ・社会教育の各分野にわたり登録された人材の有効活用と、指導者研修等により長期的視野に立った人材育成を行います。

(3) 社会教育施設の充実

- ・平成26年10月にオープンした社会教育施設(交流学习センターゆめあるて・図書館)が、村民の拠り所、憩いの場、学習の場となるようさらなる社会教育活動の発展を目指します。
- ・図書館では、オープンに伴い南信州図書館ネットワークに加入し、資料の充実を図り、利用者のニーズにより迅速に応えます。

(4) 社会教育活動の支援

- ・公民館分館の活発な活動を推進するとともに、自主活動グループを支援します。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H28実績値	H34目標値
公民館登録グループ団体数	団体	61	91	100
ゆめあるて利用者数	人	11,611	35,108	40,000
図書館利用者数	人	12,310	14,928	20,000

(資料：教育委員会)

住民の協力と役割

- 村民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと豊かでうるおいのある生活が送れるよう、自発的に学習に取り組みましょう。
- 地域社会の一員であることを自覚し、社会教育活動に積極的に参加し住みよい村づくりに取り組みましょう。
- 生活リズム改善村民運動を理解し、子どもたちの健全な育成のために、村民一丸となって取り組みましょう。
- 年間村民1人10冊以上本を読みましょう。

第4節 スポーツ振興

現状と課題

- 高齢化の進展、余暇時間の拡大等により健康増進のためだけではなく、人生を明るく豊かにするためスポーツに親しむ人が増加している一方で、団体で行うようなスポーツへの参加については年々減少してきています。
- 村では、子どもから高齢者まで「村民みなスポーツ」を目指し、各種スポーツの底辺の拡大、レクリエーションスポーツの普及、各種大会の開催に力を入れてきました。
- スポーツを通じて「誰もが、いつでも、どこでも」気軽にスポーツが楽しめ、健全な心身を養い、共に励ましあえる仲間づくりや明るい健康な活力ある村づくりの実現を目指していくことが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブや社会体育と連携を取り、軽スポーツ、ニュースポーツ等の普及や少年スポーツクラブの育成指導など、幅広くスポーツに親しむ環境をつくる必要があります。
- スポーツの技術のみならず、スポーツのあり方についても正しい知識の普及に努め、スポーツ教室の開催や独自の地域スポーツ情報の提供を行い、さらには地域スポーツ振興の推進役として指導者を養成していく必要があります。

体育施設利用状況

(単位：人)

区分/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
村民体育館	23,315	23,198	24,886	22,688	19,006
村民運動広場	10,319	11,885	12,075	10,902	9,321
スポーツ館	6,014	5,447	5,085	5,969	5,678
マレットゴルフ場	5,264	5,526	6,965	7,980	8,188
テニスコート	6,881	7,531	7,737	9,718	11,432
合計	51,793	53,587	56,748	57,257	53,625

(資料：教育委員会)

施策の展開

(1) 生涯スポーツの振興

① スポーツ底辺の拡大

- ・ 家族ぐるみで参加し楽しむことのできる種目を普及します。
- ・ スポーツ推進委員の養成等資質の向上を図ります。
- ・ 地域でのスポーツ教室を開催し、普及に努めます。

② 健康づくりの推進

- ・ 健康維持対策の運動について、施設を整備するとともに関連部局と連携を取りながら積極的に取り組みます。

③ スポーツ活動の充実

- ・ 各種スポーツ大会を年間計画に基づいて開催します。
- ・ 青少年のスポーツ活動の充実を図ります。
- ・ 高齢者・障がい者のスポーツ振興を推進します。
- ・ 団体スポーツの推進を図ります。

④ 生涯スポーツ社会の実現

- ・ 「総合型地域スポーツクラブ」等との連携を図り、生涯スポーツ社会の実現に努めます。

(2) スポーツ施設の整備

- ・ 既存のスポーツ施設の整備と運営効率化を図り、有効活用に努めます。
- ・ スポーツ施設の管理について、指定管理者制度の導入も視野に入れ検討します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
体育施設利用者数	人	48,959	53,847	60,000

(資料：教育委員会)

住民の協力と役割

- 自分の体力や適性に合ったスポーツを選択し、快適な生活と健康増進のため積極的にスポーツに取り組みましょう。
- 家族ぐるみで軽スポーツに取り組みましょう。
- 短時間の軽運動でも継続的に行うよう努力しましょう。
- 体育施設は公共の施設として認識し、使用規則を守り大切に使用しましょう。
- スポーツの正しい知識を身につけ、指導者として地域スポーツ振興に取り組みましょう。

第5節 文化財保護と地域文化の振興

現状と課題

- 本村の歴史は古く、旧石器時代から人が住みつき、村内各地から縄文時代の土器や土偶、古墳時代の須恵器などが多数出土しています。指定された各所の文化財をはじめ天然記念物・史跡等を、文化財保護条例に基づき郷土の文化財として未永く保存し、後世へ継承していかなくてはなりません。
- 文化財を保護し、郷土の歴史・文化などに理解を深め、郷土に愛着を持つ心を醸成していく必要があります。
- 各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的行事により培われた連帯や協調性が、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに希薄になりつつあります。

村指定文化財

種別	名称	指定年	所在地
建造物	泉龍院山門	S57.12	河野
建造物	慈恩院山門	S60.4	伴野
建造物	佐原観音堂	S60.4	佐原
仏像	林 薬師如来	S57.12	林里
仏像	伴野 阿弥陀如来	S57.12	伴野
指定民俗資料	北市場十王像	H24.3	田村
石造物	慈恩院 宝きょう印塔	S57.12	伴野
城跡	本城	S57.12	河野
出土品	パン状炭化物	S57.12	資料館
出土品	線刻画入り小型土器	S57.12	資料館
出土品	長頸壺	S57.12	資料館
出土品	中手田遺跡出土品	H15.9	資料館
古墳	大宮古墳群 大宮古墳	S61.12	河野
古墳	境なし古墳	S61.12	田村
古墳	小野山1号古墳	S61.12	伴野
古墳	小野山2号古墳	S61.12	伴野
歴史遺品	河野人形頭	S60.4	資料館
天然記念物	クダザキ（ツツザキ）ヤマジノギク	S57.12	村内
天然記念物	野田平こぶし（タムシバ）の群生林	S60.4	野田平
天然記念物	ミヤマトサミズキ	H1.4	村内
天然記念物	大トチノキ	H3.5	野田平
天然記念物	笹見平しだれ桜	H15.9	堀越
名勝	日本一のポットホールがある名勝地 大明神淵	H17.2	野田平

(資料：教育委員会)

施策の展開

(1) 文化財の保護と活用

- ・指定文化財等を地域の宝として保護するとともに歴史資料の収集と活用を図るため、歴史民俗資料館の有効利用を図ります。
- ・文化財等について学習することにより郷土に愛着を持つ心を培い、文化財に関する情報・研究成果などの資料を積極的に提供します。

(2) 伝統文化の保存・継承

- ・各地区を中心に行われる伝統芸能や文化的行事の担い手の育成や保存団体などの活動に対し支援します。

(3) 芸術文化事業の充実

- ・豊かな情操を養い創造力を高めるため、公民館・資料館を中心に音楽・絵画などの芸術文化に接する機会の充実を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績	H34 目標値
歴史民俗資料館利用者数	人	647	717	750
芸術・文化関係イベント参加者	人	625	640	850

(資料：教育委員会)

住民の協力と役割

- 郷土の歴史や文化を学び、郷土に対する理解を深めましょう。
- 歴史民俗資料により次代を担う子ども達に郷土の歴史と生活の知恵を伝えましょう。
- 文化財等を後世へ継承することは重要な責務と認識し、その保護に努めましょう。

第6章

豊丘の原風景と やすらぎあふれる住環境 の創出

第1節 道路環境整備の推進

第2節 災害に強い村づくり

第3節 公園の整備

第4節 上下水道の整備

第5節 ごみの減量化・再資源化

第6節 景観の保全

第7節 自然エネルギーの活用

第8節 水環境の保全

第1節 道路環境整備の推進

現状と課題

○村内の幹線道路

本村の幹線道路は、南北に県道伊那生田飯田線、広域農道及び竜東一貫道路が、又下段と上段を結ぶ路線として、黒谷線など6路線があります。

近隣町村へは、それぞれ県道で接続しておりますが、伊那生田飯田線は、大型車の交通量に比較して幅員が狭く、すれ違いに困難をきたしており、バイパス道路として竜東一貫道路の建設を進めました。

県道は引き続いて長沢田村線の改良を進めており、早急な改良が必要です。

幹線道路は概ね改良されたものの、河野と高森町山吹への天竜川架橋（新万年橋（仮称））の完成は、村発展の最重要課題です。また、佐原線をはじめ県道から広域農道まで及び、県道から竜東一貫道路の間の二次的改良も今後の課題です。

○生活関連道路

村の中心地と山間地を結ぶ幹線道路は概ね完成したため、今後は集落内道路の小規模な改良及び維持補修が必要となっており、また、山間地区にあっては、住民の高齢化等により道路の維持管理作業が課題となっています。

○広域的道路

三遠南信自動車道の整備とリニア中央新幹線の建設も着々と進められており、喬木インターチェンジと中央自動車道の松川インターチェンジを結ぶアクセス道路とリニア中央新幹線の長野県駅（仮称）との連結道路の早期整備促進を図る必要があります。

道路整備状況

(平成29年3月31日現在)

区分	路線数 (路線)	実延長(a) (km)	改良済延長(b) (km)	b/a (%)	舗装済延長(c) (km)	c/a (%)	
県道	4	14.2	12.3	86.6	14.2	100.0	
村道	1級	15	42.5	41.0	96.5	41.9	98.6
	2級	9	22.6	15.8	69.9	20.9	92.5
	その他	780	296.5	77.1	26.0	139.1	46.9
	小計	804	361.6	133.9	37.3	201.9	55.8
合計	808	375.8	146.2	38.9	216.1	57.5	

(資料：飯田建設事務所/産業建設課)

施策の展開

(1) 村内幹線道路の対応

①天竜川架橋の促進

- ・河野から高森町山吹への新万年橋（仮称）の早期完成を促進します。
- ・伴野工業団地から高森工業団地の架橋を研究します。

②県道の整備

- ・県道長沢田村線の改良を促進します。

③佐原線の整備

- ・県道伊那生田飯田線から広域農道までの間の2車線化と歩道設置を推進します。

④橋梁等道路施設の長寿命化

- ・橋梁等の維持管理について適切な時期に補修を行い、道路施設の長寿命化に努めます。

(2) 生活関連道路の整備

- ・集落間のアクセス性を高める幹線村道について、緊急度等を勘案し再整備を進めます。
- ・住民要望や緊急度等を勘案し、生活関連道路の整備を進めます。

(3) 広域的道路網の対応

- ・三遠南信自動車道の早期完成を促進します。
- ・三遠南信自動車道と中央自動車道とのアクセス道路の整備を促進します。
- ・リニア中央新幹線の長野県駅（仮称）への連結道路の整備を推進します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
道路改良率	%	36.6	37.3	40.0
道路舗装率	%	54.8	55.8	58.0

（資料：産業建設課）

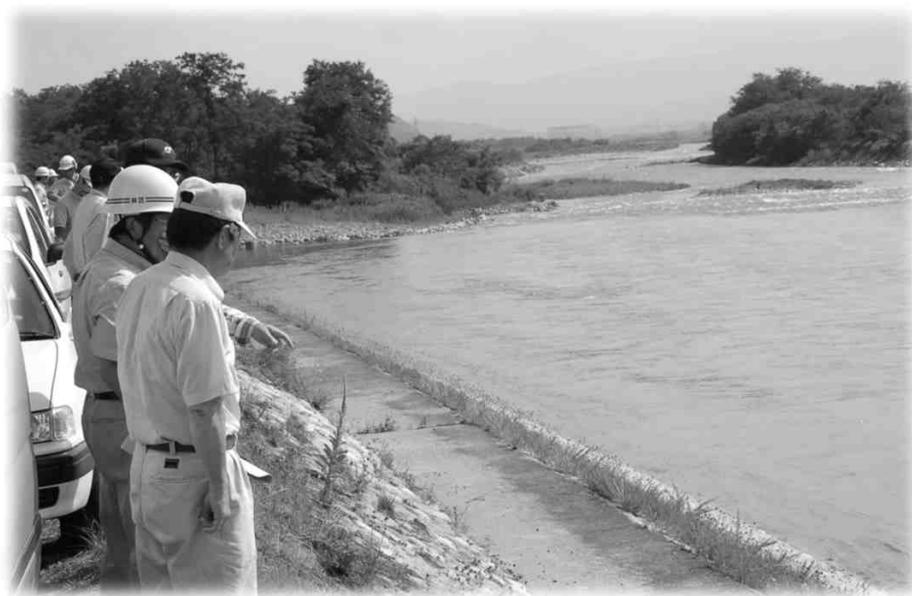
住民の協力と役割

- 道路は最も公共性の高いことを認識し、改良工事等に協力しましょう。
- 道路の清掃・除雪・路肩の草刈等の維持管理作業に協力しましょう。
- 道路愛護精神の高揚を図りましょう。

第2節 災害に強い村づくり

現状と課題

- 村土の約80%を占める森林は、土砂の流出、土壌の侵食等の山地災害を防止する重要な役割を担っています。しかし、その地形は急峻であり、山間地においては数多くの崩壊地が見られ、土石流や急傾斜地の崩壊による災害の発生が懸念される状況にあります。そのため、健全な森林づくりや適切な治山対策を講じる必要があります。
- 村内の一級河川は下流において天井川となっている河川が多く、住民が安心して快適な生活を営むためには天井川の解消、若しくは現在の護岸の強固な護岸への改修が要望されています。また、天竜川においても重要水防箇所が数多くあり、これらの解消も重要な課題となっています。
- 豪雨時における排水が、一時的に下流地帯の排水路等に集中する恐れがあることから、これら水害対策も課題となっています。
- 急峻な地形で災害の発生の恐れが多い本村においては、河川上流へ砂防施設を建設して、下流の村土保全と住民生活の安定を図る必要があります。



施策の展開

(1) 治山対策の推進

- ・保安林の適正な配備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正化に努めます。
- ・治山事業を計画的に進め、山地災害危険地区を総合的に整備し村土の保全機能の向上を図ります。

(2) 治水対策の推進

①河川整備の推進

- ・天竜川の重要水防箇所解消及び1級河川護岸整備を促進します。
- ・準用河川等の整備を促進します。
- ・用排水路の整備を行い、渇水対策、災害防止対策を図ります。

②水防体制の整備

- ・水防資材の確保に努め、情報収集、迅速な伝達及び応急体制の整備を図ります。

(3) 土砂災害等対策の推進

①土石流対策

- ・災害を未然に防止し、また、下流住民の生活の安全を確保するため、土石流発生危険性が高い溪流を中心に砂防堰堤の建設を推進します。
- ・土石流危険溪流の表示をはじめ、総合的な土砂災害対策を推進します。

②土砂災害警戒区域の対策

- ・指定された警戒区域を中心に、関係者との合意形成を図り、防災工事を中心とした対策を講じます。

(4) 災害復旧の推進

- ・被害箇所の早期復旧を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
土砂災害警戒区域の対策事業	箇所	0	0	5

(資料：産業建設課)

住民の協力と役割

- 森林づくりへの理解を深め、森林の健全化に協力しましょう。
- 河川清掃等身近な環境の保全と河川愛護に協力しましょう。
- 用排水路の適正な維持管理に協力しましょう。

第3節 公園の整備

現状と課題

- 生活にうるおいとやすらぎをもたらし、自然に恵まれた本村の魅力をさらに高めるため、村が直営で管理する林原運動公園・天竜川河野河川敷の桜つつみ公園と、村内各地区で管理する公園（10箇所）を設置し、合計12箇所の公園が整備されました。
- 親子のふれあいや、軽スポーツができ、身近な憩いの場として利用者も多い状況です。健康で明るい村づくりを推進し、子どもから大人まで心豊かなゆとりのある生活を送るための拠点となっています。
- 遊具等の老朽化、いたずらによる施設の破損など維持管理面で課題があります。

村内の公園

りんごっ子公園：河野	林原多目的広場：林原木門
堀越天神公園：堀越	なしっ子公園（伴野運動公園）：伴野
明神公園：田村	パノラマ公園：壬生沢福島
コモズ竹林公園：田村	福島てっぺん公園：福島
林公園（かきっ子公園）：林里	桜つつみ公園（水辺の楽校周辺）
赤松林運動公園：佐原	林原運動公園

（資料：産業建設課）

施策の展開

（1）既存公園の維持管理と公園の新設

- ・ 既存公園の環境整備を行い、子供から高齢者までが楽しめる公園の整備を目指します。
- ・ 公園内にある遊具の安全点検を行い、事故等がないように修繕を行います。
- ・ 公園の新設についても検討・研究を進めます。

（2）公園遊具の整備

- ・ 老朽化した遊具については撤去し、公園の利用者層や特色を考慮しながら、遊具等の整備に向け検討します。

（3）住民意識の高揚

- ・ 公共の施設であるとともに多くの人々が利用することを認識し、施設を大切に使うよう啓発を行います。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
公園設置数	箇所	11	12	12

（資料：産業建設課）

住民の協力と役割

- 公共の施設であるとともに多くの人々が利用することを認識し、大切に使いましょう。
- 自分たちの公園であることを理解し、できることは自分たちで管理していきましょう。

第4節 上下水道の整備

現状と課題

- 水道事業は、平成29年度より従来の3つの簡易水道を統合し上水道事業に移行しました。現在、水道水の供給は全体の約96%で地下水を水源として行っています。近年は、硝酸態窒素¹の濃度が高くなっている水源もあり水質の悪化が心配されましたが、現在は安定し、濃度は基準値内で推移しています。また、地下水が主水源のため蒸発残留物の値が高めであり、ポットなどに白い結晶が付着する状況を改善してほしい旨の意見も寄せられています。より良質で安全な水を皆様に供給できるよう、水源の水質監視を行うとともにおいしい水の研究と対策検討も進めていく必要があります。
- 汚水処理人口比率は村全体で98.2%となり、村民のほとんどが汚水処理を行っています。その中で、下水道事業計画の見直し、公営企業会計への移行及び計画的修繕等を行い、生活雑排水等による水質汚染の防止に努めています。
- 各処理場は供用開始から20年以上経過し、管渠の点検・修繕、処理場の機器類の修繕等の維持管理費が増加傾向にあるため、施設等の長寿命化への取組をさらに進めていく必要があります。

年度別配水状況の推移

(平成29年2月1日現在)

区分/年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
行政区域内人口	人	7,010	6,955	6,925	6,859	6,801
給水人口	人	6,951	6,898	6,874	6,812	6,746
給水戸数	戸	2,024	2,027	2,106	2,122	2,129
年間配水量	m ³	783,529	810,417	806,675	742,883	745,500
普及率	%	99.2	99.2	99.3	99.3	99.2
年間給水量	m ³	585,623	582,619	584,628	576,553	594,968

(資料：環境課)

¹ 硝酸態窒素

窒素化合物が酸化によって生じた生成物の総称。硝酸性窒素、亜硝酸性窒素のことを指す。

下水道普及率

(平成28年4月1日現在)

区分/年度		単位	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
全体	行政区域内人口	人	6,998	6,953	6,893	6,831	6,754
	水洗化人口	人	6,848	6,806	6,779	6,720	6,631
	汚水処理人口比率	%	97.9	97.9	98.3	98.4	98.2
合併 浄化槽	区域内人口	人	1,335	1,303	1,278	1,240	1,185
	水洗化人口	人	1,243	1,238	1,217	1,186	1,145
	汚水処理人口比率	%	93.1	95.0	95.2	95.6	96.6
農業集落 排水	区域内人口	人	2,180	2,163	2,163	2,153	2,109
	水洗化人口	人	2,138	2,112	2,113	2,112	2,095
	汚水処理人口比率	%	98.1	97.6	97.7	98.1	99.3
特定環境 保全公共 下水道	区域内人口	人	3,483	3,487	3,452	3,438	3,460
	水洗化人口	人	3,467	3,456	3,449	3,422	3,391
	汚水処理人口比率	%	99.5	99.1	99.9	99.5	98.0

(資料：環境課)

施策の展開

(1) 水道施設の維持・改修

① 上水道施設等更新計画の策定

- ・地方公営企業会計の施行に伴う施設等の資産整理結果を基に、老朽化した水道管渠をはじめとした施設等の更新計画を策定します。

② 水道ポンプ施設等更新等事業

- ・老朽化した水源ポンプ等を定期的に更新し、水道水の安定供給に努めます。

③ 住宅建設のニーズに合わせた上下水道本管布設事業

- ・宅地開発等に伴い、先行投資事業による管路の整備を先行して実施します。

④ おいしい水の研究

- ・蒸発残留物の対策を含めた、安心安全でおいしい水が供給できるような研究を進め、必要な対策実施に努めます。

(2) 下水道施設の維持・改修

① 豊丘浄化センターの機器類健全度評価による大規模修繕

- ・ストックマネジメント計画²を策定し、老朽化している機器類の大規模改修を実施します。

② 主要管渠の点検・補修工事

- ・主要管渠の点検を実施し、それに伴う補修工事等を実施します。

③ 地方公営企業会計への移行

- ・公営企業会計移行に伴う資産評価等の結果をストックマネジメント計画等に反映します。

² スtockマネジメント計画

既存の下水道施設や設備などの有効活用や長寿命化を図る計画を指す。中長期間にわたる改築等更新計画も含まれる。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
水道有収率 ³	%	73.4	79.8	85.0
汚水処理人口比率	%	97.6	98.2	99.0

(資料：環境課)

住民の協力と役割

- 水は貴重な資源です。住民一人ひとりが自覚し、水の有効利用に努め、節水意識を高めましょう。
- 宅内水道施設の保安全管理に努めましょう。
- 下水処理場の機械を損傷してしまう物を下水道に流さないように心がけましょう。
- 下水道施設の公共性を自覚し、長く使えるように心がけましょう。

³ 有収率

配水水量に対して料金として回収される水量（有収水量）の割合。
(年間総有収水量) ÷ (年間総配水量) × 100 = 有収率 (%) で計算される。

第5節 ごみの減量化・再資源化

現状と課題

- ごみの排出については、住民各自が自覚と責任を持つことが大切であり、ごみ排出に専用袋があるものは統一して使用することを徹底しています。
- ごみの分別収集を行い、再資源化に取り組んでいます。また、小学校・中学校の資源回収に協力しています。
- 不法投棄や環境美化運動については、住民参加によるごみゼロ運動を年2回実施し、小中学生にも呼びかけ、積極的な啓発運動を推進しています。
- 年々増加するごみにより、最終処分場の埋立残余量が3分の2弱となっています。少しでも長く使えるようにするとともに、次期処分場の検討を行っていく必要があります。
- 廃棄物の減量化・リサイクルを積極的に進めることにより、環境への負荷の少ない循環型社会づくりをさらに推進していく必要があります。
- 産業廃棄物に関する法律の規制が厳しくなるなかで、関係企業に適正処理を指導していく必要があります。
- 村内には、民間で設置した産業廃棄物処分場2箇所で埋立処理が行われています。
- 使用済小型電子機器等の再資源化を図るため、今後、回収体制の検討及び整備を推進する必要があります。
- 新焼却処分場「稲葉クリーンセンター」の稼働に合わせた、正しい分別の徹底が必要です。

ごみ処理量の推移

(単位：t)

区分/年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
燃やすごみ	492	484	489	449	478
埋立ごみ	22	25	18	18	19
廃プラ	45	49	48	52	52
資源ごみ	502	455	424	424	384
有害ごみ	3	3	3	3	3
収集ごみ合計	1,064	1,016	982	946	936
資源回収	36	37	32	30	25
粗大ごみ	8	8	7	8	7

(資料：環境課)

施策の展開

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

①分別収集の推進

- ・リサイクルを目的別に徹底した分別収集を行うとともに、新焼却処分場の稼働に対応した変更後の分別方法の周知・徹底を行います。

②ごみの発生・排出抑制意識の高揚

- ・ごみの減量化やリサイクルについて意識啓発を図り、村民総参加の取組を推進するとともに、各方面への働きかけを本村から発信します。
- ・環境に配慮した、消費行動の意識啓発を行います。

③減量化・再資源化の推進

- ・家庭用生ごみ処理機等購入補助制度を有効利用し、堆肥化による生ごみ減量化を推進します。
- ・埋立ごみの分別徹底を行い、減量化を推進します。

(2) 環境美化の推進

- ・不法投棄防止監視員や不法投棄監視カメラを配置し不法投棄に対する監視を強化するとともに、不法投棄をしない、させない環境づくりを住民一体となって推進します。

(3) 産業廃棄物の適正な処理と周知

- ・環境保全等の観点から、新たな処分場建設の受入は慎重に対応し、村内企業の健全育成を図るため、村内の産業廃棄物処理については適正に処理できるよう配慮します。
- ・産業廃棄物の処分については、県と連携を図り、適正な処理及び管理を指導します。
- ・一般廃棄物と混同しがちな農業用の資材・機材等は産業廃棄物にあたるため、県及び関係団体等と連携を図り、その適正な処理・排出・管理を周知し、指導します。

(4) 循環型社会の推進

- ・循環型社会形成推進基本法に定められた理念を原則に、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の周知を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
家庭系ごみ排出量	t	1,069	968	950

(資料：環境課)

住民の協力と役割

- リサイクルを推進し、ごみの減量化に努めましょう。
- ごみや空き缶の投げ捨て及び不法投棄は、絶対に行わないようにしましょう。
- 環境保全に関心を持ち、ごみ問題について学習と理解を深めましょう。

第6節 景観の保全

現状と課題

- 自然環境は、あらゆる生物の大切な生存基盤であり、誰もが豊かな自然の恵みを享受でき、動植物にとっても良好な生息・生育環境が確保されるように保全する必要があります。
- 村土の80%を占める緑豊かな森林は、水資源のかん養や国土の保全などの多面的機能を持っており、また、美しい渓谷を形成する河川は人々に潤いを与えます。しかし、森林地帯は手入れが不十分であり、河川は倒木などにより荒廃が進んでいます。
- 河岸段丘が広がる風景は、豊丘村の誇る資産であり、村全体が美しい豊かな景観をつくっています。また、風格のある民家や広大な田園、手入れの行き届いた果樹園など、人々の暮らしが農村の美しい景観を育んでいます。これらは、今後高速交通路網が発達し、都市部や外国からの観光客が来村した際には、心惹かれる原風景となります。しかし、農業の担い手の減少により耕作放棄された遊休荒廃農地が増加し、また、遊休農地等への太陽光パネル設置などの開発行為も数件みられ、景観の破壊が懸念されます。
- 本村の特性を生かし、周囲と調和した景観の形成に取り組むとともに、住民の美しい景観形成に対する意識の高揚を図る必要があります。また、村民参加による維持管理体制の育成を図り、景観保全区域の設定などによる景観の再生に向けた取組が必要です。
- 山間部を中心に空き家の増加が目立ってきています。所有者、地元が中心となって、周囲に悪影響を及ぼし保安上危険かつ衛生上有害な状態の「特定空き家」とならないよう、適切な活用・管理を行い、地域の景観を守っていく取組が必要となっています。「特定空き家」については、所有者の財産権と公共性のバランスを勘案し、緊急性のある場合には、村による対応・対策も検討します。

施策の展開

(1) 良好な景観の形成

① 周囲と調和した良好な景観の保全・形成

- ・豊かな自然と農村のたたずまいを生かし、周囲と調和した景観の形成を図ります。
- ・自然環境と開発行為との調和に関する条例の理念に基づき、遊休農地などの開発行為に対する慎重な対応に努めます。

② 空き家対策計画に基づく景観不良空き家増加の抑制

- ・管理不全空き家にならないための啓発を図るとともに、空き家所有者に対し、適切な管理の重要性、管理不全による周辺への影響について意識の高揚を図ります。
- ・良質な空き家の所有者への情報提供（空き家バンク登録など）を徹底し、空き家を地域資源として活用する取組を推進します。

③ 住民の意識高揚と参加

- ・住民一人ひとりの景観保全に対する意識の高揚を図ります。
- ・荒れた竹林の伐採整備をはじめとした住民主体の景観保全活動への支援を図るとともに、住民参加による自主的な地域の景観づくりに取り組みます。

(2) 豊かな自然環境の保全

①自然環境の保全

- ・村内での森林保全、動植物の実態把握と保護・保全に努めます。

②自然体験・環境学習の機会の充実と村民参加による環境保全

- ・学習会等の活動を通じ村民が村の自然環境に触れる機会を充実させるとともに、ふれあいの場を提供し、村民の中に自然への理解と環境保全への意識の高揚を図ります。

③村事業における環境配慮

- ・公共事業を実施する際には、自然環境の保全に配慮します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
環境美化活動参加者数	人	2,000	1,800	1,900
特定空き家解体実施数	棟	0	0	5
自然環境学習活動の実施数	回	2	2	3

(資料：環境課)

住民の協力と役割

- 自然体験・自然学習に積極的に参加し、自然とのふれあい、そのしくみや大切さを理解しましょう。
- 村内の動植物の保護・保全に努めましょう。
- 環境保護活動に積極的に参加し、村の自然環境の保全に努めましょう。
- 管理不全空き家が周辺環境や景観に悪影響を及ぼすことが危惧されるため、管理不全空き家とならないように努めるとともに、空き家等の適切な維持管理と、空き家は地域資源として移住定住対策などへの有効活用に努めましょう。
- 耕作放棄地、荒廃農地を減らすための取組に参加しましょう。

第7節 自然エネルギーの活用

現状と課題

- 温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行やオゾン層の破壊等、環境への影響が地球規模に及んでいます。住民、行政、事業者、各種団体等との緊密な連携のもと、地球温暖化に対する取組が必要です。
- 東日本大震災による福島原子力発電所の事故が発生してから、住民の自然エネルギーに対する意識は高まっています。
- 公共施設における太陽光発電システムは、国庫補助事業などを活用しながら現在村内8か所に設置しています。また、村民及び事業所においては、平成12年度より太陽光発電システムの設置に対して村が補助を行い、自然エネルギーの活用に取り組んでいますが、電気買い取り価格の見直しにより、以前より設置件数は減少傾向となっています。
- 小水力発電など、他の自然エネルギーの活用も期待されている状況があります。

施策の展開

(1) 環境に負荷の少ない自然エネルギーの普及と研究

CO2削減に向けて、化石燃料エネルギー使用の抑制に努めるとともに、環境に優しい自然エネルギーの普及を進め、地球環境の保全を目指します。

- ・ 総合的な地球温暖化対策
- ・ 省エネルギー機器の普及支援
- ・ 太陽光発電システムの活用の推進
- ・ 小水力発電の研究

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
一般住宅への太陽光発電システム補助数(累計)	箇所	125	294	330
公共施設への太陽光発電システム設置数(累計)	箇所	6	8	9

(資料：環境課)

住民の協力と役割

- 再生可能エネルギーの導入を積極的に図りましょう。
- 可能な範囲で節電対策に努めましょう。

第8節 水環境の保全

現状と課題

- 水は流下・浸透等により地表・地下を通じて河川の水量確保や水質浄化・生態系の保全に大きな役割を果たしながら循環しています。そして、住民生活や産業活動を支えるとともに、人々の生活に潤いをもたらしてくれる大切な自然資源です。このため、水環境の保全に努め、豊かな自然が持つ自らを浄化させる作用を維持・増進し、良好な環境水準を安定して確保する必要があります。
- 本村では、平成元年から下水道等整備（平成28年汚水処理人口比率98.2%）に取り組み、天竜川をはじめ多くの河川・水路等の水質改善・保全に努めてきました。また、本村の水道水源は約96%が地下水でまかなわれており、健全な水環境の確保を図る必要があります。
- 村土の80%を占める森林と農地が、水源かん養機能を充分発揮できるよう、適正な維持管理に努める必要があります。
- リニア中央新幹線の工事・開通に伴い、地下水の状況や水源かん養林の保全について注視していく必要があります。

施策の展開

(1) 水環境の保全

①水質の保全

- ・水質汚濁の防止や水環境の保全についての意識啓発を図ります。
- ・下水道・合併処理浄化槽の機能維持を推進し、生活雑排水等による水質汚染の防止に努めます。
- ・産業排水対策を推進し、河川の水質保全に努めます。
- ・河川・地下水の水質検査を定期的実施し、良好な水質の保全に努めます。
- ・地下水への影響が懸念される除草剤・農薬をはじめとする汚染物質の使用・排出等に対する指導など、地下水汚染防止対策を推進するとともに、地下水の保全意識の高揚を図ります。

②水源地域の保全

- ・森林・農地の適正な維持管理を図り、その水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定供給を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
河川・地下水水質検査 環境基準値超過件数	件	0	0	0
汚水処理人口比率	%	97.6	98.2	99.0

(資料：環境課)

住民の協力と役割

- 森林・農地のもつ水源かん養機能を認識し、適切な維持管理に努めましょう。
- 水質汚濁の防止や、水環境の保全に対する意識を向上させましょう。



第7章

住民の活動を支える

行政運営

第1節 公共交通機関の整備

第2節 事務事業の効率化

第3節 広域行政の推進

第4節 高速交通路網の整備

第1節 公共交通機関の整備

現状と課題

- 村では、バス事業者の村内路線バス撤退表明をうけて、平成17年度から村営により路線バス3路線の運行を開始しました。しかし、主にスクールバスとしての運行であったことから、管内及び近隣を結ぶ交通対策を総合的に検討するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づく法定協議会を設置し、平成21年度から平成23年度までの3年間、路線経路等の見直しを行いながら実証運行を実施、平成24年度からは地域公共交通確保維持事業により村営バスを運行しています。
- 高齢者をはじめとする交通弱者対策として、村内外の医院・商店・公共施設への交通手段の確保を図るとともに、JR飯田線市田駅への社会人・高校生の通勤通学対策、及びこれらの交通機関と村営バス、福祉タクシーとの連携による住民移動の円滑化、効率化をより一層充実していくことが必要となっています。

施策の展開

(1) 公共交通機関の確保と充実

①公共交通機関の利用促進

- ・既存公共交通機関の利用を促進するため、より一層の啓発活動に取り組むとともに、村営バスとJR飯田線及び広域バスとの接続を確保することなどにより、公共交通の維持、利便性の向上に努めます。特に道の駅はコミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設を集約した村の小さな拠点になるため、高齢者をはじめとする交通弱者を含む多くの方に利用してもらえるように、利用しやすい村営バス運行に努めます。

②村内交通条件の充実

- ・村営路線バスに対するニーズを把握し、誰もが便利に使える交通手段となるよう努めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
人口に対する村営バス年間利用者数の割合（年間延利用者数/人口）	%	89.2	89.0	95.0

(資料：総務課)

住民の協力と役割

- 公共交通機関の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。

第2節 事務事業の効率化

現状と課題

- 近年、地方公共団体においては少子高齢化、環境問題の深刻化、高度情報化、村民意識の多様化など社会情勢の変化が進行した結果、行政課題も複雑かつ多様化し、行政需要も増大しています。一方、国の財政難による地方交付税の減額、また村税をはじめとする歳入の確保が年々難しくなる傾向にあり、財政状況は厳しいものとなっています。
- こうした状況の下、村政においては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力あるむらづくりを行っていくことが求められています。また、村民本位の行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、中長期を展望した計画的な財政運営に努めるとともに、安定した自主財源の確保、有利な補助事業や起債の活用、事務事業の見直しによる効果的な財源配分など運営の効率化に努め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。
- 情報技術の飛躍的な発展やインターネット・SNS（Twitter、Facebook等）の急速な普及により、村民等の情報通信に対する関心が高まっており、これら通信技術の活用による行政サービスの提供が求められています。これら行政事務の電子化は、今後の情報インフラの発展に伴い需要を増していくと考えられ、新しい技術を取り入れ行政サービスの向上を図る必要があります。また、庁内ネットワークから情報等の漏洩が起きないように情報セキュリティ対策を強化する必要があります。
- 事務事業の効率化、行政サービスの向上を進めていくためにも、職員の資質向上に向けた教育に取り組む必要があります。
- 自主財源の確保やふるさと納税のさらなる展開・拡充を行う必要があります。

豊丘村の財政力の推移

(単位：千円)

区分 / 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財政力指数(3年平均)	0.268	0.271	0.275	0.282	0.290
歳入	4,642,504	6,081,960	5,074,283	5,703,407	5,072,518
歳出	4,064,101	5,401,290	4,098,901	4,743,676	4,108,961
実質収支	525,708	661,450	675,572	947,820	739,458
実質収支比率	21.0	26.2	26.6	36.4	28.9
実質公債費比率	6.7	5.5	3.9	3.8	4.9
将来負担比率	－(Δ35.2)	－(Δ20.6)	－(Δ19.2)	－(Δ15.6)	－(Δ21.4)
経常収支比率	73.3	73.1	71.8	73.0	74.1
標準財政規模	2,503,740	2,521,190	2,535,308	2,600,383	2,558,308
地方債現在高	3,647,682	3,684,374	3,642,112	3,620,693	3,397,620
積立金現在高 (土地開発基金除く)	2,454,510	2,346,986	2,008,242	1,963,328	1,973,067

(資料：総務課)

村税の収納率

(単位:千円)

区分/年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年		平成 27 年度		平成 28 年	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
村民税	個人分	229,996	38.4%	228,569	37.1%	234,543	36.6%	240,463	38.4%	250,914	39.4%
	法人分	38,935	6.5%	47,987	7.8%	65,347	10.2%	56,253	9.0%	46,858	7.4%
固定資産税		275,392	45.9%	279,534	45.4%	284,309	44.3%	274,143	43.8%	280,089	44.0%
軽自動車税		20,347	3.4%	20,504	3.3%	20,925	3.3%	21,149	3.4%	25,690	4.0%
市町村たばこ税		35,021	5.8%	39,585	6.4%	36,101	5.6%	34,184	5.4%	33,468	5.2%
現年分収納率		99.3%		99.4%		99.4%		99.2%		99.3%	

(資料: 税務会計課)

施策の展開

(1) 財政運営の効率化

① 財源の確保

- ・国・県の補助事業や交付税措置のある有利な起債を有効に活用することで財源の確保を図ります。
- ・課税客体の的確な把握や手数料等の見直し、適正化で自主財源の確保と公平化を図ります。
- ・自主財源を確保するために「ふるさと納税制度」を積極的に活用するとともに、返礼品については果物等の地元産農産物を中心に選定し、村内農家の所得向上につながるよう努めます。

② 効果的な財源配分

- ・施策の実施にあたっては事業効果・緊急性等を考慮した優先順位の設定と、それに基づいた重点的・効率的な財源配分を行います。また、経営意識を持って対処し、施策の評価を行います。

③ 経常経費の節減・合理化

- ・経常経費をはじめあらゆる経費の節減に努め、限られた財源を有効かつ適正に活用します。

④ 行政評価・行政改革の推進

- ・行政評価や行政改革を実施するとともに、村民及び有識者で構成される行政評価委員会・行政改革推進懇談会の意見を取り入れることで、効率的な行政運営を行い、住民サービスを向上させます。
- ・事務効率の向上に向け、常に調査・研究を行い、一層の効率化を図ります。

⑤ 公共施設の計画的更新

- ・平成 28 年度に策定した「豊丘村公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえながら、公共施設の更新、長寿命化、統廃合を計画的に実施します。また、個別施設計画の策定を行います。

(2) 情報化社会への対応

①行政事務の電子化

- ・各種事務の電子化やシステムの高度化を推進し、情報の共有化を進め、事務の合理化・効率化・迅速化を図ります。
- ・情報セキュリティ対策、情報機器の災害対策を行い、情報化時代に対応した安心と安全の確保に努めます。

②行政サービスの電子化

- ・電子申請サービスやマイナンバーを利用した各種手続きのワンストップ化など情報化社会に対応した新しい行政サービスの向上を図ります。
- ・新しい技術を積極的に研究し取り入れることで、住民などへよりよいサービスが提供できるように努めます。

③CATV等を活用した情報伝達

- ・村民にいち早く情報を伝達するため、CATVを利用したデータ放送や災害時に備えたデジタル同報無線、携帯電話への緊急メール配信など、各媒体の特性を生かした情報伝達に努めます。

④インターネット・SNSを活用した情報伝達

- ・村民をはじめ、村外の人々へも村の情報を積極的に発信していくため、村公式ホームページを充実させるとともに、近年急速に普及したSNSを通じ情報発信を行います。

(3) 職員資質の向上

- ・職員研修を強化し、オールマイティな職員の養成とプロとしての意識の高揚を図ります。
- ・人事評価制度に基づき、人材育成と職員資質の向上に努めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H28 実績値	H34 目標値
実質公債費比率	%	8.2	4.9	4.5
将来負担比率	%	－ (Δ31.1)	－ (Δ21.4)	－ (Δ25.0)
経常収支比率	%	71.6	74.1	75.0
電子申請が可能な業務数	件	2	2	5 ※
村税収納率 (現年度分)	%	99.3	99.3	100.0

(資料：総務課・税務会計課)

※上下水道開閉栓届、ふるさと納税、児童手当、児童扶養手当、保育料

住民の協力と役割

- 各種団体等は自主運営を行い自立に努めましょう。
- 様々な情報媒体を通じて村の発信する情報把握に努めましょう。
- 村税、料金等は必ず納期限内に納入しましょう。

第3節 広域行政の推進

現状と課題

- 社会経済環境の変化や交通手段・情報手段の発達などに伴い、村民の日常生活や経済活動の圏域は拡大しており、広域的な視点で対応を求められる行政課題も増加しています。また、広域で連携して取り組むべき課題も多く、同じ課題を有する近隣市町村と連携して効果的に取り組むことも必要となっています。
- 平成 11 年4月に発足した南信州広域連合では、財政面・効率面から、村単独で行うよりも広域的に処理をした方が合理的な分野（消防救急業務、ごみ処理・し尿処理、介護保険認定審査等）について広域的な処理を行っていますが、今後も、それぞれの課題に応じた近隣市町村との多様な連携を推進し、広域行政に取り組んでいく必要があります。
- 平成 21 年度に発足した下伊那北部総合事務組合では、火葬場の管理運営、事務事業の共同化に取り組んでいます。
- 飯伊地域は面積が広大で、自治体の規模も大小の差が著しく事業調整に困難が伴う場面がありますが、関係市町村が協力し合う必要があります。三遠南信自動車道、リニア中央新幹線など広域的な連携がより重要となる局面になっており、より一層の広域的な協力体制が必要です。
- 平成 21 年に定住自立圏形成協定を飯田市と締結し、医療・福祉・産業など生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化に取り組んでいます。

施策の展開

(1) 広域行政の推進

① 広域的な市町村連携の推進

- ・ 広域で連携して取り組んだ方が効果の上がる課題については、南信州広域連合、下伊那北部総合事務組合、定住自立圏形成協定の枠組みを有効に活用しつつ、平成 29 年度に発足した県の現地機関である南信州地域振興局とも連携を図りながら、最大限の効果が上がるよう取り組んでいきます。

② 広域事業の推進と充実

- ・ 三遠南信自動車道・リニア中央新幹線の整備の促進やその効果を最大限に利活用できる社会基盤の整備について、広域的な連携により推進します。
- ・ 人口が減少する中、航空宇宙産業等の工業振興、雇用対策、移住定住、広域的な観光振興、防災等南信州が直面する重要な課題に対し、市町村の枠を超え、広域的な視点で取り組みます。

評価指標

指標なし

住民の協力と役割

- 行政事務の広域化に対する理解を深めましょう。

第4節 高速交通路網の整備

現状と課題

- 人口減少や高齢化が進展する中において、今後の地域の発展と住民の快適な生活や経済活動を支える基盤として、高速交通路網の整備が求められています。
- 三遠南信自動車道は、長野県南部と静岡県浜松市を繋ぐ高規格幹線道路として建設されています。完成後は愛知県東部、静岡県浜松市と高速で結ばれ、中京・東海圏との重要なルートとなることが予想されます。豊丘村は、中央自動車道松川インターチェンジと喬木インターチェンジとをつなぐ経路上にあり、この三遠南信自動車道によって新たな流通経路がもたらされることとなります。このため、村内の交通網整備とあわせ、広域的な道路環境整備にも取り組んでいく必要があります。
- リニア中央新幹線は、首都圏－中京圏間の2027年開業を目指しており、東京－名古屋間を最速で40分で結ぶ予定です。東京都－大阪市の全線開業は2045年の予定で、東京－大阪間を最速67分で結ぶと試算されています。この首都圏－中京圏での先行開通に伴い、この豊丘村もリニア中央新幹線が通過します。既に本格的なトンネル工事のために必要な道路拡幅などの工事が始まっており、今後、さらに現地調査やトンネル本体の掘削工事が行われます。また、上佐原には、中部電力の変電所の建設が進められています。工事の集中による住民の生活環境の変化を最小限にとどめ、交通安全対策、環境の保全、発生土の活用など直面する課題への取組が必要になってきます。三遠南信自動車道同様に、リニア中央新幹線長野県駅（仮称）へ通じる村内の交通網整備とあわせ、広域的な道路環境整備にも取り組んでいく必要があります。

施策の展開

(1) 高速交通路網への対応

①情報の収集と開示

- ・高速交通路網の整備では、住民の理解が最前提となるため、情報の収集及び事業者との折衝を行い、住民の理解を得るとともに地域の活性化につなげる基盤とします。

②広域行政での取組

- ・高速交通路網の整備については、地域はもとより沿線の自治体に関係する大きな事業のため、広域的な連携による整備促進、課題の共有を図り、全体の活性化につなげます。

③進むリニア中央新幹線に対する取組

- ・「情報の収集と開示」のほか地域に係る負荷が低減されるよう事業者に対して強く求めています。交通安全対策、騒音対策、景観保全、公害防止、発生土の活用などの諸課題に対し、沿線自治体や関係機関と連携し、環境の保全等に取り組めます。
- ・開通を見据えた今後の地域づくりについて研究を進めます。

評価指標

指標なし

住民の協力と役割

- 高速交通路網整備の整備に関する情報について深く理解し、協力しましょう。
- リニア中央新幹線開業に向けた地域づくりについて、今から皆で考えていきましょう。

資料編

第5次豊丘村総合振興計画
後期基本計画策定委員

計画策定の経過

第 5 次豊丘村総合振興計画後期基本計画策定委員

委員数 12 名（順不同・敬称略）

氏 名	委員区分	備 考
市 瀬 憲	区 長 会	委 員 長
片 桐 明	社会福祉協議会	副 委 員 長
宮下 友治	農 業 委 員 会	
大倉 淳司	教 育 委 員 会	
片桐 茂房	民生児童委員会	
田中 孝志	商 工 会	
丸山 恒夫	J A	
小池 光好	公 民 館	
中原 美穂子	女性団体連絡協議会	
串原 治延	NPO 法人だいち	
黒田 美佳	公 募	
滝川 健人	公 募	

計画策定の経過

(1) 後期基本計画策定の経過

年 月 日	区 分
平成 29 年	
6 月～10 月	担当課による後期基本計画原案の作成
6 月～7 月	住民満足度調査実施
9 月 8 日	後期基本計画策定員の公募
10 月 30 日	後期基本計画策定員の委嘱（12 名）
11 月 16 日	第 1 回後期基本計画策定委員会
12 月 21 日	第 2 回後期基本計画策定委員会
平成 30 年	
1 月 19 日	第 3 回後期基本計画策定委員会
1 月 31 日	第 4 回後期基本計画策定委員会
2 月 13 日	第 5 回後期基本計画策定委員会
2 月 20 日	議会での原案検討（全員協議会）
2 月 26 日	第 6 回後期基本計画策定委員会（後期基本計画策定）

(2) 住民意見の聴取

第5次豊丘村総合振興計画後期基本計画に係る住民満足度調査

期 間 平成 29 年 6 月 20 日～平成 29 年 7 月 20 日

対 象 村内に住民票を置く全世帯（2024 世帯）

回 答 上記のうち 1,241 名（回答率 32.9%）

調査方法 隣組長経由で調査票を配布。ひとり世帯には調査票 1 冊、2 人以上世帯には調査票を 2 冊配布し、任意の 2 人に回答してもらう

豊丘村第 5 次総合振興計画後期基本計画策定に係る 満足度アンケート回答結果概要

平成 29 年 6 月実施 回収率 32.9% (1,241 名)

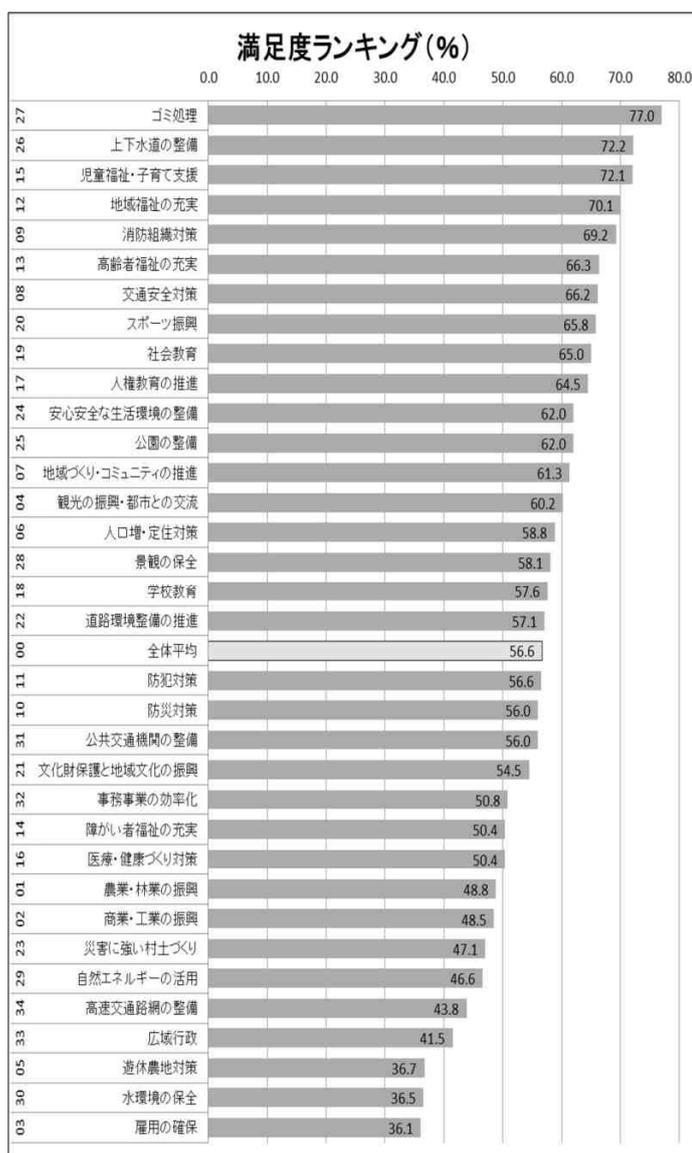
第 5 次総合振興計画において掲げられた施策について、村民の皆さまが満足している施策、不満に感じている施策を把握することで平成 30 年度～平成 34 年度の後期基本計画策定に当たり、村民の皆さまのお考えを反映するため、平成 29 年 6 月 1 日時点で豊丘村に住民票を置く全世帯、2,024 世帯へ隣組長様経由で調査票を配布し、アンケートを実施しました。アンケートの結果がまとまりましたのでお知らせします。

【調査結果】

○満足度

満足度 (%) は、施策の取組み状況についてどの程度満足していただいたかを示します。「満足」、「まあ満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」の 5 段階で評価していただき、そのうち、「満足」、「まあ満足」と答えた回答者を全回答者数で割ったものを満足度としました。これにより、取組みに課題のある施策が明らかになりました。

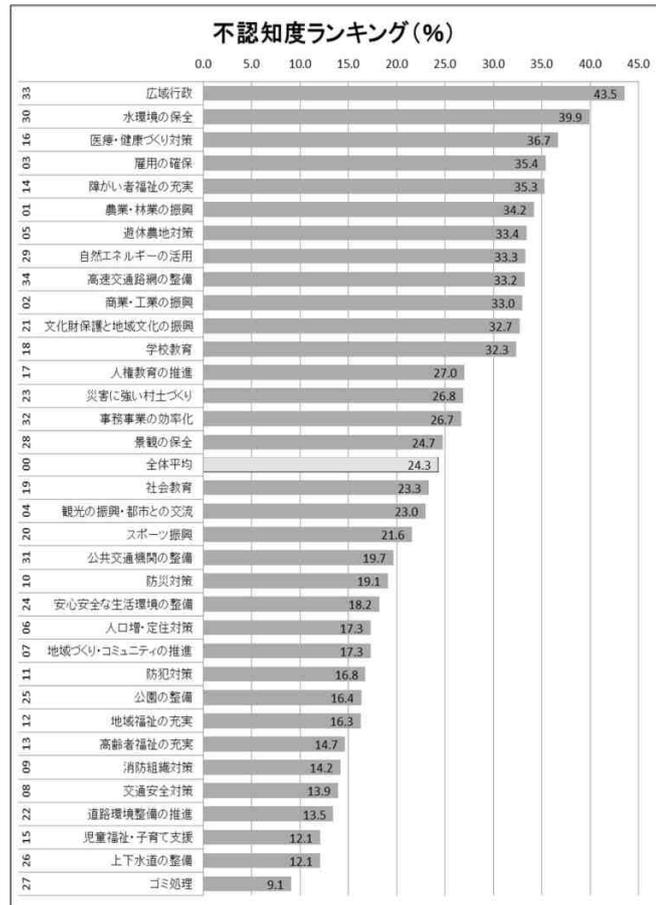
「17.ゴミ処理」、「26.上下水道の整備」、「15.児童福祉・子育て支援」の満足度が高い結果となりました。「27.ゴミ処理」については、認知度が最も高く、施策が周知され、満足と考える方が多いことが分かりました。一方、「03.雇用の確保」、「30.水環境の保全」、「05.遊休農地対策」について満足度が低い結果となりました。水環境の保全是、不認知度も高く、施策が周知されておらず、満足度も低いということが分かりました。



○不認知度

不認知度（％）は、施策について村民への周知や理解が図られていない割合を示します。「わからない」と答えた回答者を全回答者数で割ったものを施策ごとの不認知度としました。これにより、住民への周知を進めるべき課題のある施策が明らかになりました。

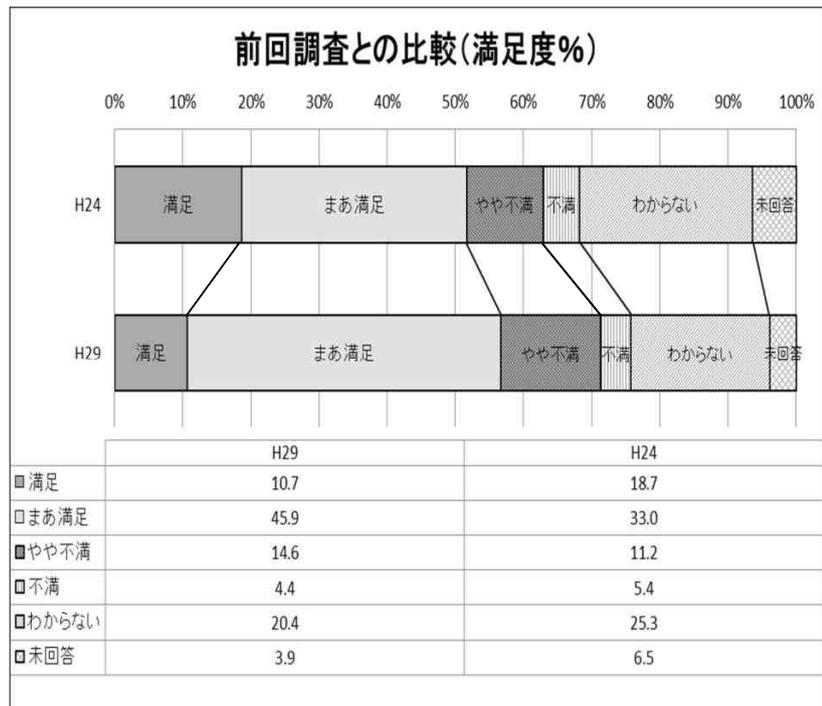
「わからない」と答えた割合が高い施策は、「33.広域行政」、「30.水環境の保全」、「16.医療・健康づくり対策」となりました。不認知度が高い施策については、村政に関心はあるが何をしているかわからないという場合もあり、施策の広報に力を入れる必要があるものと考えられます。



○前回満足度アンケートとの比較

平成24年に実施した第5次総合振興計画策定のための満足度アンケートと比較を行い、住民の施策に対する満足度がどう変化したのかが分かりました。

「満足」と回答した割合が8ポイント低くなり、「やや不満」の割合は増加、「不満」、「わからない」と回答した割合は低くなっています。全体で、「満足」、「やや満足」と回答した割合が4.9ポイント高くなる結果となり、施策全体に対して、満足と感じている住民が増えていると考えられます。





-
- 第1章 土地利用
 - 第2章 豊丘スタイルの戦略的創造
 - 第3章 地域ので育み支えるふれあいのむら
 - 第4章 誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり
 - 第5章 故郷を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり
 - 第6章 豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出
 - 第7章 住民の生活を支える行政運営